

令和 7 年 6 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 7 年 6 月
第439回長野県議会（定例会）会議録（第 4 号）

令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英
農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 莊 一 郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議事課担当係長 山 田 淳 貴
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 東 方 啓 太
総 務 課 主 任 木 下 裕 介

令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。
順次発言を許します。

最初に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）おはようございます。公明党長野県議団、加藤康治です。今回は、熱中症対策について様々な角度から質問をさせていただきます。

気象庁が先月発表した3か月予報によりますと、6月から8月の気温は平年よりも高いとされています。先週、長野県内でも気温が35度以上になる猛暑日が記録されるなど、今年の夏も猛暑になる心配があり、熱中症対策をしっかりと行っていく必要があります。国では、7月から9月にかけて電気料金の支援を行うこととしていますが、これは、熱中症を防ぐため、エアコンをちゅうちょなく利用していただきたいとの思いも込められています。

熱中症対策を行うには、小まめな水分補給が重要です。特に、屋外で活動する際には、十分に行う必要があります。現在開催されている大阪・関西万博の会場内にも、来場者や運営スタッフの熱中症予防やプラスチックごみ削減への啓発を目的として、会場内に無料給水スポットが設置されています。

私は、令和5年9月議会で給水スポットの設置促進について質問させていただきましたが、猛暑が続いていることも踏まえ、給水スポットの設置促進について改めてお伺いさせていただきます。

消防庁の発表によると、昨年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人数の累計は9万7,578人で、平成20年の調査開始以降最も多い搬送となっています。長野県内でも1,085人の方が搬送されており、残念ながらお亡くなりになる方もいらっしゃる状況です。年齢区分別の救急搬送人数を見ると、65歳以上の高齢者が約6割を占めており、重点的な対策が必要と考えます。そこで、県内の高齢者世帯に対する見守り体制など、熱中症対策の状況について健康福祉部長に伺います。

部活動や通学中など、子供も熱中症の被害に遭っており、対策が必要です。環境省と文部科学省は、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成や改定に資するよう、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを令和3年に作成しました。また、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、本年4月にその一部を追補する資料として追補版を取りまとめました。そこで、県内の小中学校におけるWBGT、暑さ指数のモニタリングや指数を踏まえた体育活動の徹底など、熱中症対策の取組がなされているか、伺います。

熱中症が心配される気象環境下での子供の屋外での部活動や大会の実施にも注意を払う必要があります。特に、野球やサッカーなどの大会やリーグ戦などは、定められたスケジュールに沿って実施しなければならない一方で、当日屋外での運動の中止を判断する基準となる熱中症警戒アラートが発表された際には、子供の安全確保も大変重要になります。大会の実施と安全確保の両立に向け、県としても大会主催者側との連携等に積極的に関与すべきと考えますが、取組状況について。以上を教育長に伺います。

災害時の避難生活においても、災害関連死を防ぐため、熱中症対策を十分行う必要があります。特に、断水も想定される中で、避難所への水の確実な供給が重要と考えますが、危機管理部長に御所見を伺います。

コロナ禍からの経済活動の回復に伴い、県内の観光地を訪れる方が回復傾向となる中で、観光客の熱中症対策も重要と考えます。スポットクーラーやミストシャワーなどを活用している例もありますが、長野県の観光資源を生かして、朝や夜など比較的涼しい時間帯を活用した観光を推進すべきと考えますが、観光スポーツ部長に御所見を伺います。

建設業や農業など、屋外で働く方が搬送される事例も多数見受けられます。労働安全衛生規則が改正され、今月から職場における熱中症対策が事業者には義務づけられました。この改正は、近年の気候変動による高温化や熱中症による労働災害の増加を背景に、労働者の安全と健康を確保するための措置として導入されたものです。具体的には、暑さ指数28以上、または気温31度以上の環境下で連続して1時間以上、または1日4時間を超えて実施される作業が義務化の対象となります。

事業者に求められる対策として、主に三つの取組を行うことが義務づけられています。

一つ目は、熱中症の疑いがある労働者を早期に発見し、報告する体制を整備すること。二つ目は、熱中症の症状が現れた場合の対応手順を策定し、迅速かつ適切な対処ができるようにすること。三つ目は、作業に従事する労働者に対して体制や手順を周知徹底することです。これらの対策により、熱中症の重篤化を防止し、労働者の健康を守ることが期待されています。

そこで、今回義務づけられた熱中症対策に関する事業者の責務や、熱中症の発症リスクが高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する機器の導入等の経費を国が支援するエイジフレンドリー補助金の積極的な活用について、県としても周知することが重要と考えますが、どのように行っていくか、産業労働部長に伺います。

また、県が発注する公共工事における熱中症対策への対応について建設部長に伺います。

熱中症の危険性が高まることを知らせる熱中症警戒アラートが発表された際に、県民の具体的な行動につながるような取組が重要ですが、熱中症警戒アラートの発表に際し、県民への周知の状況について伺います。また、警戒アラートをより多くの方に周知するため、県が開発した信州防災アプリを活用することが効果的であると考えますが、いかがか。危機管理部長に伺います。

熱中症予防のため、誰もが気軽に立ち寄って涼むことのできるクールシェアスポットの積極的な利用を推進すべきと考えます。県内のクールシェアスポットの設置状況や、スポットを増やす取組、県民への周知の状況について伺います。

マイボトルの活用促進やプラスチックごみ削減などの観点から、公共施設や公園、観光地への給水スポットの設置が全国的にも進んでいます。県としても、脱炭素社会の実現に向け、給水スポットの整備を積極的に進めるべきと考えますが、現時点の設置状況と今後の整備方針について伺います。また、市町村や民間企業とも連携しながら設置目標を掲げて取り組むことを提案しますが、御所見を伺います。

さらに、県では、昨年、県内の給水スポットマップを作成しました。より多くの方に活用していただくため、県民へのさらなる周知が必要と考えますが、どのように行っていくか。以上を環境部長に伺います。

ここまで、熱中症対策について様々な角度からお伺いしてきましたが、県だけでの取組では限界があると考えます。例えば、大分県では、官民学連携の熱中症対策会議が行われていますが、本県においても、市町村や民間企業などとも連携して、給水スポットの設置をはじめとする熱中症対策について県がリーダーシップを取って取り組むべきと考えますが、知事に御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には高齢者の熱中症対策についてのお尋ねでございます。

温暖化の影響により、長野県でも年々猛暑日が増加しており、熱中症が命に関わる重大な健康リスクとなっております。

議員御指摘のとおり、昨年度の県内の熱中症による救急搬送者は1,085人、そのうち約6割が高齢者となっており、暑さを感じにくくエアコンの使用を控える傾向が指摘される高齢者に、いかに熱中症対策の必要性を認識いただくかが重要であると考えております。

県では、これまで、民間企業と共同で作成した啓発ポスターや環境省の広報媒体等を活用し、市町村等と連携して熱中症対策の広報や高齢者への見守りを呼びかけてきたところです。今年度は、新たに高齢者への支援を担う市町村職員等を対象とした熱中症対策セミナーを6月6日に開催したほか、高齢者にも身近なコンビニエンスストアにおける広報や県公式SNSによる発信により、広く県民の皆様への啓発を行うこととしております。コンビニやSNSでの情報発信は、高齢者本人への意識づけのほか、家族など周辺の方々による見守りや声かけにつながるものと考えており、これらの取組を通じて、高齢者に熱中症予防を実践いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）熱中症対策について2点御質問をいただきました。

まず、小中学校における熱中症対策の取組についてでございます。

県教育委員会では、文部科学省が示す学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き及び令和6年度追補版を県内の全ての学校に周知を図り、対策の徹底を依頼したところでございます。さらに、各学校から保健体育科主任が集まる学校体育・スポーツ研究協議会において注意喚起を行っております。

各学校では、児童生徒の健康被害を防止するため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、気温がそれほど高くない時期から適切な措置を講じること、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数に基づいて活動の実施を判断すること、活動時にはチェックリストを活用することなどの取組が行われていると承知しております。

次に、熱中症が心配される気象環境下での大会実施と安全性の確保についてでございますが、議員御指摘のとおり、熱中症警戒アラート発表時のスポーツ大会の開催については、選手の安全を最優先に考え、慎重な判断が求められると認識しております。

大会開催時には、日本スポーツ協会が作成した熱中症予防運動指針を熱中症対策の基本としております。本指針では、暑さ指数に応じて運動の可否が段階的に示されており、特に、暑さ指数が31以上の場合は、運動は原則中止とされております。

県教育委員会が長野県中学校体育連盟や長野県高等学校体育連盟と共に主催する大会においては、地区大会を含め、屋内外を問わず、全ての競技種目で1時間ごとに暑さ指数を計測し、31以上になった場合には活動を中断し、以降の競技運営の見直しを検討するなど、厳格な運用を行っていることを承知しております。

また、屋外で行われる競技、例えば、サッカーでは、気象条件に応じてハーフタイム以外でも飲水タイムを設けるほか、野球においても小まめに飲水タイムを設けるなど、適宜クーリングブレイクを設けて熱中症対策を講じているところでございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には熱中症対策について2点御質問をいただきました。

まず1点目、避難所での熱中症対策についてでございますが、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被災地では、広範囲で上水道が被災し、長期間断水が続いたということで、避難生活に大きな支障が生じたところでございます。

そのため、能登での状況も踏まえながら、避難所への飲料水等の物資が十分確保できるよう、県、市町村、住民それぞれによる物資備蓄の推進、国の補助制度を用いた避難所への給水設備、浄水器等の整備、効率的な広域物資輸送体制の構築など、県、市町村が連携し、物資の備蓄・供給体制の充実を進めております。

こうした対策により、災害の種類や規模によらず、被災者に発災直後から必要な飲料水を確実に届けるとともに、医師、保健師等による避難所への巡回保健指導も行うことで熱中症をはじめとする災害関連死の防止に取り組んでまいります。

二つ目ですが、熱中症警戒アラート発表時の周知の現状と今後の取組についてでございますが、熱中症警戒アラートにつきましては、熱中症の危険性に対する気づきを促すものとして、暑さの予測とともに、エアコンの適切な使用や小まめな水分・塩分補給といった熱中症予防対策を呼びかけるために環境省及び気象庁が発表するものでございます。

アラートが発表された場合には、県民の皆様に対して、報道機関はテレビ、ラジオ等による周知を行うほか、市町村においては、県を通じて伝達された情報を基に、防災行政無線や有線放送をはじめ、市町村の公式LINEやメール配信サービス等の各種広報媒体を活用し、周知に取り組んでいるところでございます。

また、議員御指摘のとおり、信州防災アプリは県民への周知に効果的な手段の一つであると認識しております。来年度、気象庁の防災気象情報の見直しが予定されていることから、この見直しに合わせまして、熱中症警戒アラートの通知機能の実装についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には、熱中症対策として朝や夜など涼しい時間帯を活用した観光を推進すべきではないかという御質問をいただきました。

爽やかな高原で自然を満喫することを求めて夏にも多くのお客様が来訪する長野県ですが、近年の猛暑の中では、観光で訪れる皆様の熱中症対策も大変重要と認識しております。

議員からお話のありました早朝や夜など涼しい時間帯に観光コンテンツを提供することは、熱中症のリスクを低減するだけでなく、体験するために宿泊が必要となりますことから、地域での消費拡大にもつながるものであり、県としても早朝や夜に観光をしていただく取組を進めていくことが必要だと考えております。

県内各地では、早朝からリフトに乗って雲海や朝日などの絶景を眺めたり、夜間の幻想的な空間で体感する星空やホテル観賞、観光地のライトアップやプロジェクションマッピングといった取組が現在も展開されておりまして、県公式観光サイトなど様々な媒体を活用して、こうした情報を県としても発信してまいりたいと考えております。

さらに、令和9年に本番を迎える信州デスティネーションキャンペーンは7月から9月に開催されることから、夏の暑い時期でも楽しめる信州の新たな観光スタイルについても関係者の皆様と共に検討を進めてまいります。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 熱中症対策に関する責務やエイジフレンドリー補助金の活用に関する事業者の周知についてのお尋ねをいただきました。

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響により、ここ数年増加傾向にあることから、働きやすい職場づくりを推進する観点からも大変重要な課題と認識しております。

そのため、今般義務づけられた熱中症対策に関する事業者の責務や、申請期限が10月末までとされているエイジフレンドリー補助金の活用につきましては、県といたしましても、労働局と連携し、早急に周知を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、県のホームページはもとより、県公式XやLINEにより広く周知を図ることに加え、個別の事業者に対しましても、働きやすい職場づくりを支援する職場環境改善アドバイザーによる企業訪問の際の周知、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業や社員の子育て応援宣言登録企業に対する資料送付を行うとともに、商工会、商工会議所や業種団体を通じて周知、長野県産業振興機構のメールマガジンを通じた周知など、様々な方法で周知を図ってまいりたいと考えております。特に、熱中症の発生リスクが高い事業所に対しては、労働局な

どの関係機関と連携して、事業者にしっかりと届く周知を進めてまいりたいと考えております。
以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には県発注工事における熱中症対策への対応状況について御質問をいただきました。

県発注の公共工事におきましても、作業員に熱中症の症状が現れたという報告が、昨年度は3件、今年度も約3か月で2件寄せられておりまして、現場の熱中症対策は喫緊の課題と認識しているところでございます。このため、熱中症による死亡事故や重篤な健康被害を防止するため、公共工事の発注に際しては、フレックス工期の活用などにより余裕のある工期設定を行うとともに、特に熱中症リスクの高い箇所や工種については施工時期を配慮するよう努めております。

また、工事中においては、受注者による熱中症対策の取組内容を確認し、必要に応じて指導を行うとともに、猛暑日等に配慮した工期延長につきましても受注者との協議に柔軟に対応しております。

費用面では、平成31年4月から、現場作業の期間中における真夏日の日数を基準に、現場管理費を割増しして計上しております。また、本年4月からは、熱中症対策の妥当性を確認した上で、必要な費用を積み上げ方式で計上できるように制度を改善いたしました。

熱中症対策は、作業員の健康被害を防ぐだけでなく、労働環境の改善を通じて、建設業の持続的な発展や担い手確保にもつながる重要な取組です。さらなる取組として、効果的な対策事例を収集し、広く受注者へ情報発信するなど、現場における熱中症対策が確実に実施されるよう、引き続き受注者と一体となって取り組んでまいります。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には2点御質問を頂戴いたしたところでございます。

まず、クールシェアスポットの利用推進についてでございます。

県では、節電省エネ対策を主眼とし、併せて熱中症予防にも資するものとして、クールシェアの取組を推進してきているところでございまして、これまで、市町村や事業者に対し、誰でも涼しく快適に過ごせる公共施設や店舗などをクールシェアスポットとしてインターネットの地図上に登録するよう呼びかけるとともに、報道機関などを通じて県民にその利用を周知してきたところでございます。

現在、県内では、図書館、美術館、県や市町村の庁舎、商業施設など計201件のスポットが登録され、登録数は昨年6月と比較して約1.5倍となっておりまして、県内での設置が進んでいるものと考えているところでございます。

一方で、民間の調査会社が実施した全国調査によりますと、クールシェアという言葉自体の認知度が低水準にとどまっております、必ずしも県民の多くの方にクールシェアやクールシェアスポットが十分に認知されていない状況と考えているところでございます。

涼しい場所を共有するこの取組は、熱中症予防に加え、電気代が高騰する中、エアコン使用を控えつつ、楽しみながら節電することにもつながることから、引き続き県の公式LINEやくらしふと信州発のメールマガジンなどを通じて、市町村や事業者に対してクールシェアスポットの登録を呼びかけるとともに、クールシェアに関して県民への周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、給水スポットの設置状況や整備方針、設置目標、県民への周知についてでございます。

県では、信州プラスチックスマート運動の一環としてマイボトルの持参を呼びかけるとともに、そのマイボトルに給水ができるスポットの登録を促進してまいりました。

県内でマイボトルに無料で水道水を補充できる場所、給水スポットを、昨年6月、長野県の地理情報システム「信州くらしのマップ」に公開しております。現在登録数は746地点となっております、昨年6月の652地点から約100地点増加したところでございます。いまだ登録のない市町村区域もあることから、今後は、市町村や民間の施設に呼びかけ、さらに地点数を増やし、県内全ての市町村区域にそれぞれ1か所以上の給水スポットが設置されることを目標にして取り組んでまいりたいと考えております。

また、給水スポットについて、これまで県の熱中症対策のホームページや市町村のホームページ、広報紙への情報の掲載のほか、長野県魅力発信ブログ「えこすた信州！」やくらしふと信州、長野県産業廃棄物情報等のメールマガジンでの情報発信によりまして、県民、事業者への周知を図ってきたところでございますが、今後は、さらに、県の公式LINE、X等のSNSを活用するとともに、テレビ、新聞等のマスメディアも活用した広報を行うなど、さらなる周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、県がリーダーシップを取ってこの熱中症対策に取り組むべきという御質問をいただきました。

温暖化の進行で年々体感温度が上がって、様々な活動に非常に影響が出てきているというふうに思っております。何より、命と健康を守るために、この熱中症対策は非常に重要な取組だというふうに考えております。

それぞれの部局長から取組の御答弁をさせていただいたわけではありますが、私としては、改めて加藤議員の御質問を伺い、部局長の答弁を聞く中で、この熱中症対策は、多岐にわたる施

策の総合化と、県民の皆様方や観光客の皆様方に伝わる広報の充実の必要性を改めて痛感したところでございます。

そうした考えの下で、まずは各部局にまたがる熱中症対策を改めて見直させていただき、不十分な点があれば一層の充実を図っていききたいというふうに思います。加えて、個々の部局による発信にとどまらず、県の取組を分かりやすくパッケージ化して、県民や事業者、関係の皆様方にしっかりお示ししていききたいというふうに思います。加えまして、市町村や関係事業者の皆様方に、必要な協力や対応を県としても改めてお願いさせていただき、県全体で熱中症対策が一層充実するように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）長野県の夏は比較的涼しいと言われてきたんですけども、先週のように、まだ梅雨明けもしていないにもかかわらず猛暑日になってしまうという状況を踏まえると、やはり私も本腰を入れてこの熱中症対策に取り組んでいかなければならないのではないかとこのように思います。

今日も様々な観点から質問をさせていただきました。先ほど知事からも答弁がありましたけれども、様々な部局に関係する部分もありますし、また、県だけではなく、市町村や様々な機関を巻き込んでいくことが重要だというふうに思います。

全国に先駆けて気候非常事態宣言を表明した長野県として、熱中症でお亡くなりになる方をゼロにしていくという強い決意の下で、今後も県を先頭にお取り組みいただくことをお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出の自由民主党県議団、宮下克彦でございます。通告に沿って質問してまいります。

まず、関税及び物価高騰対策について伺います。

自民党県議団は、4月30日に、緊急知事要望としまして、関税及び物価高騰対策について緊急要望をいたしました。地域の商工会議所や関係団体の意見を吸い上げ、資料ももらいまして、特に、雇用等の心配、不安がないように資金援助が最も望ましいという意見を踏まえまして、要望したところでございます。

6月13日には、政府の骨太の方針が出まして、今後の方向としてマクロ経済運営方針が示されております。デフレから再生・反転した経済は、賃金上昇が物価上昇を上回る経済の好循環を金利や為替の好転とともに進めて、安定した経済成長を目指しているところだということ

ございます。

知事は、議案の説明の中で、ガソリン等の物価高騰、米国による関税措置が、製造業をはじめ多くの産業に大きな影響を及ぼし始めている厳しい経済環境を踏まえて、中小企業等の経営を支えるために今回の長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0を取りまとめ、ガソリン価格の高騰に対してはガソリン価格表示実態調査に646万円、中小企業の資金繰りに経営健全化支援資金（関税対策）として18億余りを創設したと。そして、県産酒米の確保支援に価格高騰額の2分の1を補助するとして9,437万余りの補正を計上しました。

今回の対策は、バージョン1.0ということですから、まずは第一歩で、関税の交渉状況が不明確でありますので、この状況や物価など、今後の状況に応じて、1.1とか、2.0のバージョンアップが続いていくものと、知事の県民生活や中小企業の経済対策への意気込みに期待しているところでございます。

そこでお聞きしてまいります。

米国関税措置の資金繰り支援策として、政府では、日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件緩和等を行っています。自民党県議団では、令和7年4月30日に資金支援策の早急な取りまとめ等を緊急要望したところでありますが、県制度融資においてコロナ対策と同規模の対応を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。米沢産業労働部長にお聞きします。県内ガソリン価格の高騰の要因についての対策はどのように考えているか、これも米沢産業労働部長にお聞きしてまいります。

続いて、村山農政部長に、米価の適正化と安定化のためには中長期的な安定した対策が必要と考えるが、いかがか。お聞きします。

あわせて、酒米について価格や供給量不足が懸念されておりまして、安定した需給体制の構築が必要と考えますが、県としての対応を米沢産業労働部長に伺います。

今回の6月補正を含む物価高騰・米国関税措置支援パッケージにおける産業関係支援の対策につきまして、関係団体や現場の意見を踏まえた迅速な対応への知事の意気込みと決意を伺います。

次に、長野県のグランドデザイン策定について伺います。

諏訪湖スマートインターが7月27日に開通となります。開通しますと、長野、飯田、木曽、甲府まで1時間かからずに到達することができます。上諏訪駅や茅野駅まではスマートインターから10分足らずで着いてしまう便利さです。道路網の整備の進展は、地域をコンパクトするとともに、地域をより身近なものに変え、移動の制約の解消が社会を変えていくということを明らかにしてくれています。

新田副知事を先頭に県のグランドデザインを検討していくとされていますが、建設関係の道

路網、交通網を基本として、県の5か年計画や信州未来共創戦略などの各計画を踏まえまして、その方向性は何をどのように目指すのでありましょうか。

そこで、お聞きしてまいります。

県は、新田副知事を先頭に、県土のグランドデザインを策定するとしておりますが、しあわせ信州創造プラン3.0などの県の様々な計画と絡んでくるものと考えます。現在の進捗状況はいかがか、栗林建設部長にお聞きします。

先日、酒井議員からも質問がございましたが、県土の道路交通網の南北の要であります岡谷ジャンクションは、事故が続きまして、地元の多くの県民の皆様から何とかしてもらいたい、死亡事故をとにかく防止してもらわないと、せっかくスマートインターが開いても通行ができないという声が数多く届いております。

例えば、死亡事故をなくすために、県警の高速道路交通警察隊のパトカーを危険箇所へ常駐させるとか、工事を夜間のみとして指導するとか、死亡事故を何とかなくすための責任を明確にして対策を取るなど、多くの県民の切実な思いを鈴木警察本部長にお聞きしてまいります。

県土の交通網関係の南北の要である中央道岡谷ジャンクションは、連日事故が続いており、死亡事故を含め、県として対策を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、県の様々な計画を踏まえてグランドデザインを策定していく新田副知事は、これからの進め方に相当の意欲を持って取り組まれると考えます。新田副知事に伺います。県土のグランドデザイン策定に向けた新田副知事の思いや意気込みはいかがでしょうか。お聞きしてまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には3問御質問をいただきました。

初めに、県制度融資に関するお尋ねです。

県では、御要望をいただきました米国関税措置の影響を受ける事業者の資金繰りを早期に支援するため、中小企業融資制度において、低利で利用しやすい経営健全化支援資金（関税対策）のメニューを新たに創設し、当初予算の範囲内で先行して6月13日より受付を開始させていただきました。さらに、今後の影響拡大により資金需要が増大した際に、遅滞なく機動的な対応ができるよう、コロナ対策時に創設した資金メニューの当初融資枠と同規模となる100億円の融資枠について今回補正予算案に計上させていただいたところです。

米国関税措置の今後の影響を注視しながら、資金繰り支援や相談対応等を行いつつ、状況変化による資金需要の増大が生じた際には、さらなる資金繰り支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、県内ガソリン価格の高騰要因についての対策についてのお尋ねです。

県内ガソリン価格の高騰は、家計負担に多大な影響をもたらすなど、県民の皆様の関心も高く、切実な問題と認識しております。また、産業界においても、運輸業など様々な業種の企業収益を圧迫する要因となっており、企業経営の面でも多大な影響が生じていると認識しております。

このような状況を踏まえ、県としては、今年3月、ガソリン価格の適正化等に関する検討会を設置し、第1回目は全国的なサービスステーションの経営状況やガソリン価格が地域によって異なる要因などを共有いたしました。

また、今月19日に開催した第2回検討会では、過疎地域のサービスステーションに対する支援の方策を議論いただくとともに、本県特有の価格高騰の要因分析や、今議会で補正予算案としてお願いしているサービスステーション店頭における価格表示の実態に関する調査の内容や進め方について、出席者の皆様に御意見を伺ったところです。御意見も踏まえ、価格高騰の要因分析については速やかに状況把握に着手するとともに、価格表示の実態に関する調査についても予算成立後速やかに実施し、今後の議論に反映させていただきたいと思います。

価格高騰に係る調査、要因分析及び価格表示の実態に関する調査の結果等を踏まえ、検討会における議論を深めていくとともに、国に対して地域特性に応じた支援制度の創設を要望するなど、県内ガソリン価格適正化に向けた対策の検討を進めてまいります。

最後に、酒米の安定した需給体制の構築についてのお尋ねです。

議員御指摘のとおり、酒米については、価格高騰や供給量不足が懸念される状況と認識しております。これは、日本酒の国内消費の大幅な減少と主食用米の価格高騰に伴う酒米から食用米への作付変更、酒米価格の大幅な高騰による酒蔵の購入控えなどが要因として考えられます。

このため、まずは緊急的な対応として、酒米の価格高騰に影響されず、酒蔵が安心して酒米を購入できる環境を整えることにより、酒米の作付の維持につなげるための事業を補正予算案に計上させていただきました。今後は、酒米の安定需給体制を確立するため、酒造団体、農業関係団体などと連携して検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には米価の適正化と安定化のための中長期的な対策の必要性について御質問をいただきました。

今回の米価高騰と品薄感の要因として、国の需給見通しの基となる統計上の問題や複雑な流通構造などが指摘されており、適正価格での安定供給に向けては、中長期的な視点で対策が講じられていく必要があると考えております。

国では、統計手法を見直す方針を示すとともに、関連法を改正し、適正な価格形成のための

新たな仕組みづくりに着手しております。県としまして、新たに長野県産米確保・流通等検討会議（仮称）を設置し、生産、流通、消費など米に関わる様々な方と実態や課題を共有するとともに、将来を見据えた解決策などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には物価高騰・米国関税措置支援パッケージにおける産業関係支援策について、迅速な対応への私の意気込みと決意という御質問を頂戴いたしました。

米国の関税措置は、本県の製造業をはじめ、多くの産業に多大な影響を及ぼすことが懸念されております。また、様々な観点から、産業、経済の大きな変革期でもあります。経済環境がなかなか先行きが見通しづらい状況になっている中で、今般、物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0ということで取りまとめを行わせていただきました。

このパッケージは、経済団体の皆様方から成る米国関税に係る長野県連絡協議会での意見交換や、中小企業を対象にした調査結果を踏まえた上で策定させていただきました。したがって、現時点で必要な施策、取組について盛り込ませていただいたところと考えております。

御質問にもありましたように、今回の6月補正でも必要な関係予算を計上させていただいておりますので、御議決をいただくことを強く期待しておりますし、予算の御議決をいただいた上で、私としてもその執行に全力で当たらせていただきたいというふうに思っています。

まずは、中小企業の皆様方を中心として、現下の経済環境の大きな変化を乗り越えていただけるよう支援を行っていききたいというふうに思いますし、また、中長期的な観点からも、経営基盤の強化や構造転換を後押ししていききたいと思っています。こうしたことを通じて、本県産業の持続的な発展のため、全力を尽くしていききたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）県土のグランドデザイン策定の進捗状況について御質問をいただきました。

県では、人口減少が進む中にあっても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指し、信州未来共創戦略の取組の一つである県土のグランドデザインの策定に向けて、今年度、専任スタッフを配置したところでございます。

このグランドデザインは、医療、交通、教育など様々な分野を視野に入れ、長期的かつ広域的な視点で県土の将来像を描こうとするものです。現在は、グランドデザインの内容や策定方法について、関係する部局と横断的に議論を進めるとともに、県の現状と未来予測をデータで可視化するために、分野ごとのデータの収集に着手したところであります。

今後は、収集したデータを基に、現状と未来予測との比較から将来の課題を可視化できるよう、引き続き関係部局と連携して取り組んでまいります。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には岡谷ジャンクション付近における交通事故防止対策について御質問をいただきました。

現在行われている岡谷ジャンクション付近の長野道リニューアル工事は、2029年まで長期にわたって続くものと承知しております。

他方、高速道路は、人や物の移動時間の短縮といった交通機能の向上のほか、沿線地域の工業、観光等の諸産業の活性化をもたらすなど、地域の生活を支える大きな役割を担っているものと認識しております。

御質問にありました交通事故の発生状況ですが、去年は、交通事故の発生から24時間経過し、30日以内に亡くなった交通死亡事故が1件発生しており、本年は、工事が開始された5月12日から6月11日までの1か月の間で、1件の重傷事故を含めまして3件の人身交通事故が発生しているところです。

県警察といたしましては、当該地域の高速道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の特徴等を的確に分析しながら、事故防止に向けた効果的な交通規制を実施するとともに、追突事故の要因となる携帯電話使用や車間距離不保持などの交通違反に対する啓発及び取締り、渋滞箇所におけるパトカーの警戒活動等を強化してまいります。

また、道路管理者であるNEXCO中日本に対しては必要な要請や助言を行うなど、万全な連携を図りながら、より一層の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）私には県土のグランドデザイン策定に向けた意気込みについて御質問をいただきました。

県土のグランドデザインは、人口減少が進む中で、上下水道や道路などのインフラに加え、医療や福祉、子育て支援、産業など生活に必要なサービス全ての維持が難しくなるという状況にどう対応し、健康で豊かな暮らしを支えていくのか。都市部だけでなく、全県的に描いていく重要な取組であると考えております。

こうした状況に的確に向き合うためには、希望的観測ではなく、データに基づいて現状と将来をできる限り正確に把握し、危機感を適正に評価することが大切であると考えております。このため、客観的に地域課題を可視化し、共有することをまず議論の出発点としたいと考えております。

また、持続可能でより豊かな地域社会を実現するためには、縮小方向の対応だけでなく、自動運転やＡＩ、ＤＸなど先進技術の活用による新しい暮らし方を前向きに描いていく視点も大切にしたいと考えているところであります。

グランドデザインは、関係者や県民の皆様と課題や可能性を共有し、将来の姿を描いていくプロセスであることから、市町村や関係団体、地域の皆様と丁寧に対話を重ね、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

経済対策につきましては、まずは緊急の対応として、すぐに計上すべきものを今回計上されたということで、今後の状況を見てさらにバージョンアップすることをお願いしたいと思えます。

また、県警や新田副知事には意欲的に取り組んでいただけるということで、前向きによりしくお願いしたいと思います。

続きまして、南海トラフ地震の被害想定変更への対応につきましてお聞きしてまいります。

3月31日に南海トラフ巨大地震の被害想定が見直されました。長野県でも、震度6強の地点が追加されまして、諏訪地域につきましては液状化の被害がとても心配されるところでございます。県への影響等はどのように変わり、その備えはどう考えるべきでしょうか。

さらに、中部横断道などで直接つながっている、隣接する山梨、静岡等は、最近交流も行き来も増えまして、非常に活発になってきております。もっと広域的に防災を考えるべきではないでしょうか。隣接県と連携し、国の関係施設の誘致も考え、総合的に備えていっていただきたいと思えます。

そこでお聞きしてまいります。

まず、南海トラフ地震の想定が3月に見直されましたが、特に大きな被害が見込まれる南信地域を中心とした県内の被害想定や地震に備えた対応などはどのように考えているか、渡邊危機管理部長にお聞きします。

続いて、広域連携を考えますと、大きな被害が想定されている静岡、愛知など東南海地域に対する支援想定をすべきと考えますが、隣接県が被災した場合に対する当県の支援についてどのように検討しているか、渡邊危機管理部長に伺います。

大規模な広域災害が起きた場合には、本来市町村が寄り添う自治体として災害時に活躍するわけですが、その市町村の庁舎さえも被災してしまいますと、非常に困難な状況となると考えます。そのような場合に、そんな弱点を補完するには、国や県の連携が調整能力として不可欠

になってまいります。

このことから、続いて質問してまいります。

政府は、2026年度に防災庁の創設を目指すとしております。県内へ防災庁の地方拠点の誘致を検討すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

最後の質問に参ります。ジャパンアルプス冬季オリンピックの検討についてお聞きします。

県のグランドデザインを検討していくに当たりましては、その実現の財源を当然考えなければいけないと思います。冬季オリンピックの効果を検討すべきときではないでしょうか。東京一極集中の是正や地方でしかできない振興策、また、交通体系の見直しなど、冬季オリンピックの効果は計り知れないものがあると考えます。

オリンピックの冬季大会は、1998年に長野大会が開催され、非常に多くの実績と感動を残しました。第18回長野大会は、1998年2月7日から22日、日本は、金5個、銀1個、銅4個という大活躍で、スピードスケートの清水宏保選手、岡崎朋美選手、また、ジャンプの船木選手、原田選手など多くのヒーローが生まれ、感動を残しております。

それに加えて、インフラ整備として、新幹線、当時は長野新幹線ということで、格段のスピードで設置されたわけでございます。また、各開催地を結ぶ道路網は大きく進みました。

今後の冬季オリンピックの開催予定を見ますと、2026年第25回がミラノ・コルティナ、2030年第26回がフランス・アルプス地域、その後、ソルトレイクシティが第27回ということで、2034年の開催予定でございます。

2038年になりますけれども、28回大会を長野県で、ジャパンアルプス大会というような考え方で検討することはできないでしょうか。日本アルプス地域は、サイクリングロードでもつながりまして、白馬から松本、木曽、諏訪、南信地域へと大きく広がっております。大きな感動と効果をこの地域にもたらすために検討する価値があると考えます。

また、諏訪地域では、現在、スケート競技施設の存続が危ぶまれております。高校生のスケート部の皆さんの署名活動など、何とか練習場所の確保ができないものか、運動が続いているところでございます。国スポの冬季大会施設への補助が考えられておりますが、その先に国際大会の開催やオリンピック競技などの未来がありましたら、若者たちには大きな大きな夢になると思います。長野に住む若者が増えるということも考えられます。

県のグランドデザインの実現への財源として国の支援協力を求めるためにも、ここでも冬季オリンピックの検討をしていく必要があると考えます。長野オリンピックの経験と関係施設の有効活用や県土の均衡ある全体的な発展を目指して、県全体や、近隣県も合わせて広域的に日本アルプスを中心としたジャパンアルプスオリンピックを検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

そこでお聞きしてまいります。

高橋観光スポーツ部長にお聞きします。スケート競技施設の維持管理が各地で困難になってきていますが、冬季競技施設への支援や観光振興を進める面から、長野オリンピックの意義や効果、実績を県としてどのように評価しておりますか。

次に、長野オリンピックの経験を踏まえつつ、県内の既存施設の有効活用やオリンピック開催の効果を期待してジャパンアルプス冬季オリンピックの開催を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。高橋観光スポーツ部長に伺います。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には南海トラフ地震への対応ということで2点質問を頂戴いたしております。

第1点目が、県内への影響と備えについてでございます。

今回の南海トラフ地震被害想定の見直しに伴い、県内では、想定震度が8町村で小さく、4市町村で大きくなりました。特に、塩尻市と王滝村では、想定震度が5強から6弱に上昇したところでございます。これにより、両市村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定される見込みであり、南海トラフ地震防災対策推進計画の策定に努めることとされていることから、県としては計画策定の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、能登半島地震において顕在化した情報や物資の孤立、避難所の運営や生活環境、ライフラインの断絶などの課題を踏まえ昨年度策定いたしました地震防災対策強化アクションプランにおいて、情報孤立対策として地域振興局への衛星型インターネット機器、具体的な商品名ではスターリンクと申すそうですが、その配備や、組立て式の災害用トイレの備蓄など、地震対応全般にわたる取組を既に進めているところでございます。

市町村や事業者のほか、県民の皆様と共にアクションプランに基づく取組を推進することにより、南海トラフ地震のみならず、本県地震対策全般の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

2点目の隣接県への支援についてでございますが、南海トラフ地震に対しましては、国が定めた南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランにおいて、太平洋沿岸の大きな被害が見込まれる県を東北地方や日本海側の道県が支援する仕組みが示されております。本県は、県南部を中心に大きな被害が想定されることから、アクションプランでは、被害確認後応援県として、県内の被災状況の確認と災害対応の後、他県の支援を行うこととされております。

具体的には、まず、市町村の相互応援協定に基づき、県内北部または中部の市町村が広域単位で支援を行い、その後、他県を応援することとなります。他県への支援につきましては、昨

年発生した能登半島地震と同様、長野県合同災害支援チーム、通称「チームながの」と言いますが、県と市町村が協力して支援を行います。

南海トラフ地震だけでなく、災害に伴い広域で大きな被害があった場合には、本県の災害対応の状況を踏まえながら、少しでも隣接県の負担が軽減されるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には防災庁の地方拠点の誘致について御質問をいただきました。

過日閣議決定されました骨太の方針におきましても、防災庁の設置とともに、地方の防災拠点についても検討を進めるということになっております。

本県は、全国規模の大規模災害のリスクが低く、本庁のリスク分散が可能な点や、関東圏、中部圏、北陸圏と多方面へのアクセスがよく、各地域のハブとして機能する点など、地方拠点の設置場所として優位性があるというふうに考えております。県としては、これまでも、国に対して、防災庁の地方拠点を長野県に設置するよう要望するとともに、こうした利点をアピールしてきたところでございます。引き続き国の動きに後れを取ることのないよう対応してまいります。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には冬季オリンピックに関して二つ御質問をいただきました。

まず、長野オリンピックの効果や実績についてのお尋ねであります。

1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピックは、開催から四半世紀以上が経過いたしました。今なお県民の心の中にあのときの感動が刻まれており、県政の歴史においても重要な意義を持つ一大事業であったと認識しております。

オリンピックを契機に整備された競技施設は、現在、ナショナルトレーニングセンターに指定されるなど有効に活用され、国際大会や全国大会も開催されております。さらに、冬季競技で世界を目指す本県の選手たちにとって、長野オリンピックは今なお受け継がれ、大きな支えとなっております。

また、オリンピックの開催に合わせて新幹線の整備や道路網の強化など広域的なインフラ整備が進み、県内外の交流人口が拡大するなど、観光面において大きな波及効果をもたらすとともに、世界における長野の知名度の向上にも大きく貢献したものと認識しておりまして、長野オリンピックのレガシーは、大会終了後も、冬季スポーツの振興、観光振興において重要な役

割を果たしているものと考えております。

次に、ジャパンアルプスオリンピックということで、広域でのオリンピックの開催を検討してはどうかというお尋ねであります。

近年、ＩＯＣ（国際オリンピック委員会）は、オリンピックの開催につきまして持続可能な大会の理念を掲げており、既存施設の活用や開催都市の分散・共同開催を推進していると承知しておりまして、2030年冬の大会招致を目指していた札幌市でも広域開催を検討していたところであります。

このように、広域で大会を開催していくという考え方は、持続可能性の観点から重要なことだと考えますが、県をまたぐ広域での開催、既存施設を再活用していくとしても、オリンピックの開催に当たっては、施設改修費用や人材の確保など様々な費用負担が必要となります。

さらに、オリンピックという世界的なイベントの開催に当たっては、国民の支持、受入れ自治体や経済界の理解や協力が何よりも不可欠でありまして、長野オリンピックのときがそうであったように、県内各層各界からの機運の大きな盛り上がりが必要だと考えております。

また、冬季オリンピックの開催に向けて長年にわたり活動を行ってきた札幌市が、諸般の事情から招致活動を停止していることも踏まえつつ、今後開催される冬季オリンピックの動向についても注視してまいりたいと考えております。

なお、スポーツを通じた元気な長野県づくりを目指して、現在、本県では、3年後に開催予定の信州やまなみ国スポ・全障スポの準備を進めておりまして、まずは両大会の成功に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事におかれましては、諏訪地域へメッセ、民生委員児童委員大会でお越しの際には、ぜひ諏訪湖を身近に見ていただきまして、この地域の住民が県と協力して活性化に取り組む姿をしっかりと見ていただきたいと思います。

新田副知事につきましては、また、スワコエイトピークスミドルトライアスロン大会に出席いただけるということで、ぜひスポーツからの地域振興を身近に感じていただければありがたいと考えます。国交省出身ということで大変頼りになる副知事だというふうに期待しておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

今回お聞きしましたグランドデザインや冬季オリンピックにつきましては、これからの部分が多く、十分に検討いただきまして、一步でも前に前向きに進んでいければいいかなということで、その進み状況も踏まえまして、11月定例会や来年度予算編成に向けて再度お聞きしてい

きたいと考えておりますので、どうかどうかよろしくお願いして、私の一切の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）自由民主党県議団の竹内正美でございます。

最初に、太陽光パネルの適正な処理とリサイクル推進について質問します。

近年、再生可能エネルギーの中核を担う存在として、太陽光発電の導入が全国で急速に進んでいます。しかし、その一方で、森林伐採や土砂災害を引き起こすような不適切な設置事例や、景観、安全性を無視した設備、そして、廃棄処理の不備など多くの課題も顕在化しています。特に、今後、2030年代以降は、年間最大50万トンにも上る太陽光パネルの廃棄が発生すると予測されており、その適切な回収・リサイクル体制の構築は喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえ、昨年4月に施行された改正再エネ特措法では、森林法や農地法違反など不適切な発電事業に対し交付金の一時停止措置が可能となり、既に全国で適用が始まっております。さらに、太陽光パネルのリサイクル法案も準備が進んでおり、再資源化、処分業者の登録制度創設や費用負担の仕組み整備が検討されています。

太陽光発電を地域と共生する形で進めていくためには、設置段階から撤去、処分までを見据えた責任ある導入と廃棄が不可欠です。そして、今、私たちが問われているのは、再生可能エネルギーの拡大とともに発生する新たな環境負荷にどう向き合うかという姿勢そのものです。例えば、太陽光パネルの重量の約6割をガラスが占める中、ガラスの資源循環が進むよう、安価な埋立処分ではなく、再資源化を行っていくインセンティブが必要ではないかと考えます。

また、現在のシリコンパネルに比べて、ペロブスカイト太陽電池は、その重量も10分の1以下であり、今後、ペロブスカイトの普及に向けて、技術開発、量産化、市場創出につながるよう、国と県が連携して取り組んでいってほしいとも考えます。

そこで、3点、環境部長に質問します。

今後大量廃棄が見込まれる太陽光パネルの適正な処理・リサイクル体制の整備に向けて、長野県としてどのように取り組んでいくのか。特に、放置パネルや不法投棄の防止、回収・再資源化体制の構築、地域での処理基盤の整備について県の方針を伺います。

新たなリサイクル制度の導入を見据え、県内の太陽光パネル製造・解体・処分事業者の登録や育成、循環型ビジネス創出に向けた支援策を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

ペロブスカイト太陽電池など新たな軽量、高効率の技術が登場していますが、こうした新技術の普及に長野県が積極的に取り組むべきではないかと考えます。県の戦略について伺います。

次に、公立学校施設における体育館等への空調整備について質問します。

学校の体育館は、子供たちが日常的に学び、活動する場であるとともに、災害時には地域の避難所として重要な役割を果たします。そのため、避難所としての機能を強化し、耐災害性を高める観点からも、体育館などへの空調設備の整備が強く求められています。しかし、現状では、全国の学校体育館の空調設置率はおよそ2割にとどまっています。

こうした中、国において空調設備整備臨時特例交付金が創設され、地方債の充当も可能となったことで、地方自治体の実質的な負担は25%に低減される見込みです。さらに、令和7年度からは、体育館の空調に関わる光熱費についても普通交付税措置が講じられることとなり、整備後の運用面においても支援が拡充されることになります。

既に令和6年度補正予算には779億円が計上され、国としてもスピード感を持って整備を後押ししています。子供たちの健康を守り、地域住民の命を守るインフラ整備として、本県においても迅速かつ積極的な対応が強く望まれます。

そこで、2点、教育長に質問します。

令和7年度中の整備実施に向けた支援事業については、今年2月に募集が開始され、4月には内定が出ていると聞きます。現時点で県内各市町村の教育委員会における対応状況について伺います。

県立学校の体育館における空調整備も極めて重要と考えますが、こちらの整備状況及び今後の見通しについて教育委員会の対応方針を伺います。

次に、若年層の市販薬オーバードーズ問題への対策強化について質問します。

私は、長野県薬物乱用防止指導員として、企業や学校、街頭などで活動を行ってきました。そのような活動を通して、近年、特に10代の若者を中心に、風邪薬や鎮痛薬などの市販薬を過剰に摂取し、一時的な精神的苦痛の緩和を図るオーバードーズの問題が県内でも深刻化していると感じています。

最新の調査によれば、高校生のおよそ60人に1人が過去1年以内に市販薬の乱用経験があるという衝撃的な結果も出ています。また、市販薬を入手する手段として、ドラッグストアが76.9%と最も多く、友人や家族からの提供も少なくありません。特に、若者の中には、孤独な自己治療や依存症の入り口として薬に頼る傾向が見られ、背景には、家庭や学校での居場所のなさや生きづらさ、将来への不安といった深刻な社会的要因があることも報告されています。

例えば、ある中学3年生の女子は、引退試合の前に、パワーが出るからとエナジードリンクを飲んだ経験を入り口に、受験勉強の前に必ず飲むようになり、受験のストレスが重なる中、1本が2本になり、さらには何本飲んでも効果が感じられなくなってしまいます。そこで、ネットで調べた情報から風邪薬が同じ成分であると知り、飲み始め、あっという間に量が増えて、大量購入するようになりました。やがて、頭の中は一日中薬のことで支配され、受験勉強

も手がつかず、学校に行くこともつらくなっていきました。飲めばほんの少しすっきりする気がする。でも、薬が切れると猛烈な不安感に襲われ、それが怖くてさらに飲み続ける。これがオーバードーズの負のスパイラルです。

このような状況に対し、厚生労働省は、学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したO T C濫用防止対策事業において、小中高の段階に応じた薬物教育や、薬剤師による啓発教材の提供、保護者や地域との連携強化を進めています。

そこで、3点質問します。

県内小中高における薬物乱用防止教育の実施状況と、学校薬剤師をはじめ関係機関との連携体制をどのように強化していくのか、お考えを教育長に伺います。

県内の薬局やドラッグストアで、若年層による乱用リスクの高い鎮痛薬、せき止め、医薬品の販売管理や声がけの実態について把握していますか。また、県として販売店への注意喚起、ガイドライン策定などの対策を講じる考えはありますか。健康福祉部長に伺います。

日々の生活を送る上で、悩みや不安、葛藤を抱えるなど生きづらさを抱えながら過ごしている若年層が多くなっており、その生きづらさを乗り越える一つ的手段としてオーバードーズを行ってしまうケースが多いと言われています。この若年層が抱える生きづらさ等に対して、福祉、医療、教育、警察等の関係機関と連携した支援ネットワークをどのように構築、強化していくのか、知事に御所見を伺います。

次に、デジタルの力でつくる全ての人に優しい福祉と子育て環境について質問します。

近年、子育てや福祉を取り巻く社会課題は複雑化しており、特に、母親をはじめとする家庭の現場では、煩雑な手続や情報の分断が日常の大きな負担となっています。出産、育児、障がい、医療、就労といったライフイベントごとにそれぞれ異なる申請書類を準備し、窓口を往来するなど、こうした制度の壁にもっと優しい行政が必要です。

そこで注目されるのが、マイナンバーカードを活用したデジタル連携です。

現在、マイナポータルを通じて、児童手当、保育園の申込み、奨学金や福祉制度の利用において、住民票や課税証明書、障害者手帳などが省略可能となってきました。また、現在、マイナ保険証を活用することで、難病や障がいのある方への公費負担医療、さらには、子供医療費助成など、自治体を実施している医療費助成制度の受給資格を医療機関等でオンライン確認ができる仕組みが国により整備されつつあります。

この仕組みが本格運用されれば、対象となる方が受給者証を持参する必要がなくなり、医療機関窓口での確認や手続が大幅に簡素化されるなど、利用者、医療機関相互にとって大きな利便性向上が期待されます。このような仕組みを最大限に生かし、子育て世代や障がいのある方、御高齢の方にとって分かりやすく簡単で負担の少ない福祉の形をつくっていくことが求められ

ています。

そこで、関連して3点質問します。

長野県として、市町村の子育てや福祉関連をはじめとした行政手続のオンライン化が進むよう、市町村との連携をどのように図っているのか、取組状況を伺います。

マイナンバーカードの利活用が進む一方で、高齢者や障がいのある方、子育てで忙しい家庭など、申請などに不安を感じる方へのサポートは欠かせないと考えます。市町村窓口や地域包括支援センター、福祉施設等と連携し、申請・登録に不安のある方への丁寧な支援体制が必要と考えますが、現時点での県の支援方針と今後の強化策について伺います。以上の2点を企画振興部長に質問します。

県が所管する公費負担医療制度の対象者情報について、オンライン資格確認の仕組みへの対応を進めるとともに、県内市町村に対しても積極的な情報提供と支援を行い、県全体で利用者に優しい医療提供体制の構築を目指すべきと考えますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

最後に、県立歴史館及び県史編さんについて質問します。

千曲市にある県立歴史館は、開館から30年以上が経過しました。これまで、同館は、考古資料や古文書、行政文書などの貴重な文献資料を収集、整理、保存、調査、研究し、展示や閲覧、学習機会の提供を通じて、県民の教養向上や文化への理解促進に大きく寄与してきました。定期的に企画展を開催するなど、県民が文化財に触れる機会を創出することにも努めてきたと認識しています。

そこで、まず1点質問します。

展示の運営について、現在どのような職員体制で臨んでいるのか。また、来場者からはどのような反応があるのか。施設運営の現状を伺います。さらに、運営の中で見えてきた課題があれば、併せて県民文化部長に伺います。

現在、戦後現代史を中心とした新たな長野県史の編さん準備が進められております。本年3月には、有識者懇談会により新しい長野県史編さん大綱が策定され、県の歴史と文化に関する資料の収集、整理、保存が進められています。

このような取組は、県民のアイデンティティーの確立や地域の活性化に資する重要な事業であると認識しております。新しい長野県史編さん大綱では、来年度から10年間で編さんを行うと掲げていますが、期間内の刊行に向けて、現在の取組状況と今後の見込みについて、こちらも県民文化部長に伺います。

県立歴史館は、開館からの経年により施設の老朽化が進んでおり、空調設備や照明設備、展示ケースなどの更新が喫緊の課題となっています。また、収蔵スペースの不足や来館者数の減少といった課題も顕在化しており、今後の在り方について抜本的な検討が必要とされる時期に

来ていると考えます。

一方で、2026年度には長野県発足150周年を迎えるという大きな節目を控えております。この機会にこそ、長野県の歴史を改めて県民の皆様と共に振り返り、未来へと継承していく意義を広く共有すべきと考えます。

こうした中で、県立歴史館を、単なる展示施設としてではなく、子供の好奇心をかき立てるような体験型の空間として再構築する必要があるのではないのでしょうか。全国有数の入場者数を誇り異彩を放つ金沢21世紀美術館は、2004年に開館して以来、初代館長が重視したのは子供とのことです。私は、以前に県立歴史館の笹本特別館長に今後の夢をお聞きしたことがあります。笹本特別館長の夢も、やはり子供を重視し、子供の好奇心をかき立てるような施設にしたいとのことでした。そのためには、まずは新たな県立歴史館の在り方を議論する検討委員会を立ち上げることを強く要望いたします。

そこで、最後の質問です。

歴史的な遺産を確実に後世に残し、かつ子供たちの学びや興味を引き出す意義ある施設とするため、県立歴史館の建て替えを含め、今後の方向性についての見解を知事に伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 3点にわたり御質問を頂戴しました。

まず、太陽光パネルの適正な処理・リサイクル体制の整備についてでございます。

太陽光パネルの放置や不法投棄については、本県では長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例におきまして、設備の適正な廃棄などを記載しました維持管理計画の作成・公表を発電事業者が義務づけているほか、県職員による廃棄物監視や、県が委嘱しました約100名の不法投棄監視連絡員による日常的なパトロールによりその防止を図っているところでございます。今後も、こうした取組をしっかりと推進してまいり所存でございます。

また、太陽光パネルのリサイクルにつきましても、議員が言及されておりましたとおり国で現在検討が進んでおりまして、パネルの大量廃棄を見据えまして、そのリサイクルを推進するため、昨年9月に環境省と経済産業省が合同で有識者会議を設置し、リサイクル制度の在り方について検討が行われ、本年3月に報告書が取りまとめられたところでございます。

この報告書では、太陽光パネルのリサイクル体制の構築や高度化を推進するため、広域的に太陽光パネルを引き取り、一定水準以上のリサイクルが可能な再資源化事業者を国が認定する制度の創設のほか、関係事業者が、太陽光パネルの型式、含有物質の情報、解体、運搬、リサイクルの一連の処理状況等を登録することにより適正処理を担保する仕組みの構築などが提言されております。

現在、国では、この提言を踏まえて、関連法の早期制定に向けた検討が進められているとこ

ろでございます。県としましては、今後、国が実施しますリサイクル体制の構築や処理基盤の整備に連携協力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、県内の太陽光パネルの関連事業者への支援についてでございます。

本年6月現在、太陽光パネルの専用リサイクル施設を有する産業廃棄物処理事業者は県内に2社あるところでございまして、今後、将来的なパネルの大量廃棄を見据え、この処理を行う事業者が増加していくことが想定されます。

環境省では、太陽光パネルの処理において、破碎して単純に埋立処分を行うのではなく、一定水準のリサイクルを推進していくため、民間事業者の専用リサイクル施設の導入に対して補助を行っております。

県としましては、国の補助事業や、ガラスやシリコン等のパネル素材の質の高いリサイクル技術、国で検討が進んでおります新たなリサイクル制度に関する情報等について、県の関係部局や関連団体とも連携しまして、事業者に対して情報提供を行っていくほか、産業廃棄物処理事業者を対象にした太陽光パネルの処理技術に関する研修会の実施などの支援を行ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、ペロブスカイト太陽電池など新技術の普及に向けた県の戦略についてでございます。

ペロブスカイト太陽電池は、屋根の荷重不足や形状の不適合等により従来型の太陽電池の設置が困難な施設に設置できる可能性があることから、今後の再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で大変重要であると認識しております。

現在、国では、昨年11月に策定されました次世代型太陽電池戦略に基づき、生産体制整備や需要創出、量産技術の確立を三位一体で進めるべく検討が進められておりまして、県としましてはその動向を注視しているところでございます。

また、本県では、ペロブスカイト太陽電池を県内に普及させるためのリーディングケースとするため、この太陽電池を来年度以降に県有施設等に導入すべく、今年度、調査検討、設計を行っていく予定でございます。あわせて、ペロブスカイト太陽電池の普及はもとより、ペロブスカイトと結晶シリコン、ペロブスカイトと銅を主要な原料としますカルコパイライトなど異なる種類の太陽電池を重ね合わせて発電効率を向上させますタンデム型太陽電池など、国内外の新技術についての情報収集に努め、再生可能エネルギーの県内へのさらなる普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、空調設備整備臨時特例交付金の市町村の対応状況についてでございます。

公立小中学校の施設整備については、設置者である市町村教育委員会の整備計画に基づき進められており、幾つかの市町村では、体育館への空調設備の設置について検討されていると承知しております。

令和7年5月1日現在、県内公立小中学校の体育館、武道館への空調設備の設置率は4.4%となっております。さらに、空調設備整備臨時特例交付金の活用を予定している市町村は、令和7年度は1市1町4校、令和8年度は1市2町2村14校で体育館等への空調設備の整備が予定されていると承知しております。

なお、令和7年度申請分については、6月2日付で国から交付決定がされております。当該交付金の活用により、避難所に指定されている学校は、より有利な条件で空調整備が可能であることから、県教育委員会といたしましては、引き続き研修会等の様々な機会を捉え、本交付金の制度を周知するとともに、積極的な検討を働きかけてまいります。

続きまして、県立学校の体育館における空調の整備状況についてでございます。

現在、県立学校において体育館の空調設備を整備している学校は2校あり、改築を進めている松本養護学校及び若槻養護学校において体育館への空調設備の整備を予定しているところでございます。また、高等学校の再編統合高校の中で、改築を予定している小諸新校など5校の体育館において、外気温の影響を少なくするための断熱化の計画が具体化しております。

今後の見通しとして、他の県立学校の体育館への空調設備の整備については、構造や面積等が異なる3校をモデルとして、冷暖房効率や費用対効果などの観点から、空調設備の設置方法及び断熱改修の方法を比較検証する調査に近日中に着手いたします。その調査結果を踏まえ、室温変化への配慮が必要な児童生徒等が在籍する特別支援学校については全校への施工方法等を順次検討し、高等学校については、今後の再編等の動向を見据えながら優先順位を決めて適切な整備を検討してまいります。

続きまして、県内小中学校における薬物乱用防止教育の実施状況についてでございます。

現在、全ての小中高等学校において、学習指導要領に基づき、体育科及び保健体育科を中心に薬物乱用防止に関する学習が行われています。さらに、児童生徒が薬物乱用の危険性、有害性の理解を深めるため、専門的な知識を有している学校薬剤師等の外部講師による薬物乱用防止教室を開催しておりまして、その開始状況は、令和5年度、小学校では67%、中学校で81%、高等学校で89%となっており、中学校、高等学校での実施率が高くなっております。

中高生は、薬物乱用のリスクにさらされやすい時期であると同時に、教育によってそのリスクを大きく減らすことができる年齢層であることから、さらなる学びの充実に向けて、学校のみならず、警察、学校医、学校薬剤師など幅広い専門家との連携協力が重要であると認識して

おりまして、これまでも、健康福祉部が設置している薬物乱用防止対策推進協議会において関係団体との連携を図ってきているところでございますが、今後も情報の共有や講師の派遣協力などを積極的に進め、児童生徒の薬物に対する理解が深められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、市販薬の薬局等への指導の状況と今後の対策についてでございます。

乱用等のおそれのある医薬品の取扱いについては、国が指定する成分を含む医薬品の販売時に、薬剤師または登録販売者が購入者の氏名及び年齢、ほかの薬局等からの購入状況などを確認して、適正な使用のために必要と認められる量に限り販売することと定められております。これらの医薬品の販売管理については、薬局やドラッグストアに対して保健所が薬事監視員による立入検査を実施し、適正に行われているか監視指導しているところであります。昨年度1年間に立入検査を約1,500件実施し、購入者に対する確認事項の不備や販売に係る業務作業書の未整備など、約50件の不適切な販売が確認された事案に対し、指導及び改善状況の確認を行っております。また、国が作成したオーバードーズ防止のための薬剤師等の対応マニュアルについて、立入検査時や薬剤師会を通じた薬局等への周知及び注意喚起に努めているところであります。

県といたしましては、引き続き薬局等への指導、注意喚起、マニュアルの周知等を継続するとともに、議員にも御活動いただいている薬物乱用防止指導員等の関係者の皆様と協力して市販薬の乱用防止に努めてまいります。

次に、公費負担医療制度でのオンライン資格確認の活用促進についてでございます。

障害者総合支援法や難病法などに基づく県所管の公費負担医療につきましては、今年度から順次オンライン資格確認を可能とするようシステム改修等を進めております。また、子供医療費に係る地方単独の公費負担など市町村が所管する制度につきましても、昨年度までに先行して9市町村がシステム改修を実施し、今年度さらに16市町村が対応することとしております。引き続き国の補助制度や他市町村の対応状況について情報提供を行い、全ての市町村でオンライン資格確認の環境が早期に整うよう支援してまいります。

なお、受診時のオンライン資格確認に必要な医療機関におけるシステム対応についても国庫補助が用意されておりますので、医療機関に対する情報提供を積極的に行い、県民の皆様がオンライン資格確認のメリットを十分に享受できる体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、若年層が抱える生きづらさ等に対して関係機関と連携した支援ネットワークをどう構築、強化していくのかという御質問でございます。

若者の生きづらさの要因は、家庭、学校、職場での人間関係等の問題や、健康面、経済面の事情など多岐にわたっております。ひきこもり、ニート、社会的な孤立、希死念慮など様々な困難さを抱える若者が増加しているというふうに考えています。生きづらさの要因の複雑化や支援ニーズの多様化、長期化によりまして、福祉、医療、教育等、関係者の連携による支援の重要性が高まっているというふうに考えております。

こうした中、数多くある支援機関それぞれが、他の支援者を含めた専門性の高い研修や共同しての事例検討を行うなど、関係づくりを進めてきているところでございます。特に、県内4圏域ごとに設置しているニート、ひきこもり等を支援する子ども・若者サポートネットにおきましては、相談支援や居場所の提供を行うほか、ここがハブとなって幅広い分野の支援団体によるネットワークづくりを進めてきたところであります。

今後とも、各機関同士の連携を一層強化していくことが必要だと考えております。このため、今年度からは、子ども・若者サポートネットを拡充し、相談件数が多い中信、北信地域に子ども・若者総合相談センターを設置し、相談員の増員やオンライン相談の実施など相談支援体制の強化を図ったところでございます。

今後は、専門外の相談があった場合に専門的な相談先にスムーズにつなげるための体制づくりや、若者向けのSNS発信などの取組を一層強化しながら、県全体での支援ネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、県立歴史館の今後の方向性についてという御質問をいただきました。

長野県立歴史館は、信州の歴史を原始から現代まで学べる施設として展示を行っているほか、考古資料や文献史料などの収集、保存、研究を行い、県民の皆様方の歴史理解の向上と文化振興を支援する役割を担っております。

平成6年の開館以来、延べ約300万人の方に御来館いただいております。県下各地の小中学校からも、毎年数多くの児童生徒に学びに訪れていただき、南信地域の小学校や公民館を中心にお出かけ歴史館も実施させていただいており、歴史学習にも大きく寄与していると考えております。

開館から30年が経過し、施設設備の老朽化に加えまして、貴重な歴史資料収集スペースの逼迫が顕著になっていること、常設展示スペースは体験を重視した復元展示が主体となっているため、入替えが困難な構造で、これまで抜本的な展示物のリニューアルが行われていないなどの課題があり、昨年度から歴史館の機能充実について検討を行ってきているところでございます。

令和8年には長野県150周年を迎えることや、新たな長野県史の編さんに着手することなど、今後、長野県の歴史を見直す時期になってまいります。また、本年3月に策定した長野県DXアクションプランに基づく県立歴史館のDX化などの新たな課題も生じております。

こうしたことから、将来に向けた歴史館の在り方について検討が必要であると考えておりまして、県史編さんによる増加分を見込んだ歴史資料の必要収蔵量や施設設備の老朽化の実態など、歴史館の在り方検討の基礎となる事項について今年度から順次調査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2点、行政のオンライン化とマイナンバーカードに関して御質問をいただきました。

行政手続のオンライン化は、住民の皆様の利便性向上や行政の効率化に寄与するものであり、特に、住民に身近な手続である市町村の子育て・福祉関連手続においても重要な取組であると認識しております。今年3月に策定した長野県DXアクションプランにおいても、「市町村行政事務DXの促進」として、市町村の住民窓口のスマート化を掲げているところです。

県では、これまで、県内全ての市町村と共に参加する協議会を活用して、オンラインで住民へ各種通知を送付できるサービスの実証、オンライン決済機能を有する汎用的な電子申請システムの共同調達などを通じて、市町村の行政手続のオンライン化の取組を支援してきています。今年度からは、オンライン化を含む書かない窓口、行かない窓口といったスマート窓口の実現に向けて支援を強化することとしています。それぞれの市町村が実情に応じて住民窓口サービスの目指す姿を設定し、その実現に向けたロードマップを描いて、着実に取り組んでいけるよう伴走支援を実施してまいります。

次に、マイナンバーカードの申請・登録への支援についてでございます。

マイナンバーカードの申請・登録へのサポートにつきまして、令和4年度から2か年にわたり、子育て世帯の方も含め、多くの方が利用する各地域の大型商業施設や公民館などでの出張申請受付を実施してまいりました。また、令和5年度からは、高齢者施設、障害者支援施設などに入所されている支援が必要な方への出張申請サポートを市町村と連携して実施し、安心して申請・登録を行っていただけるよう努めているところでございます。さらに、マイナンバーカードの利用促進や申請支援について、身近な存在である郵便局へ事務委託をする手法等についても市町村に周知しております。今後も、こうした取組を踏まえつつ、申請・登録への不安を抱える方や支援の必要性がある方への丁寧な支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点御質問を頂戴しております。

まず、県立歴史館の展示運営の現状についてでございます。

県立歴史館は、管理部と学芸部で構成しておりまして、展示に関しましては学芸部が所管しております。学芸部は、展示、教育普及等を担当いたします総合情報課、遺物等の収集、整理、保存等を担当する考古資料課、古文書等の収集、整理、保存等を担当いたします文献史料課の3課体制になっておりまして、このうち総合情報課が中心となりまして展示の運営を行っておりますが、考古資料課及び文献史料課も含め、部内横断的に取り組む体制としております。

令和6年度の来館者アンケートでは、回答者の9割以上の方に大いに満足あるいは満足という回答をいただいております。来館いただいた方には一定の評価をいただいているものと考えております。

しかしながら、アンケートを分析してみますと、昔の暮らしを伝える古民家などの復元展示への関心が高い一方、土器や古文書等の歴史資料に対しての関心が低いなど、展示内容が来館者の興味関心を高めるものとなっているかという点について課題があるものと考えております。今後、アンケートから見えてきた課題などを踏まえまして、引き続き来館していただいた方に満足していただけるよう工夫を凝らした展示に努めてまいります。

次に、県史編さんの取組状況と今後の見込みについてでございます。

戦後現代史を中心といたしました新しい長野県史については、編さん大綱に掲げたとおり、令和8年度から編さんに着手できますよう、専門家の助言を受けながら、編さん検討や10年間の編さん計画案などの具体的な検討を行っているところでございます。

あわせて、県内外の文書館や博物館等に所蔵されている資料の概要調査や、県内で起こった歴史的出来事など編さんの参考となります基礎資料の作成にも取り組んでおりまして、編さん準備はおおむね順調に進んでいるものと認識しております。

大綱に示しました令和17年度までに刊行できるよう、現在10年間の年次計画案を検討しているところでございまして、その計画を着実に実行してまいりたいと考えておりますので、まずは来年度から基礎となる資料の調査・収集を市町村等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁いただきました。

マイナンバーカードは、単なる番号カードではなく、社会的に支援が必要な方々にこそ力を発揮する生活のパスポートであるべきと考えます。困ったときに迷わず支援につながる行政の形をつくっていただくことを期待いたします。

オーバードーズについてですが、若者の命と未来を守るためには、社会全体でこの問題に真剣に向き合う必要があります。実効性のある対策を強化していただくよう要望いたします。

県立歴史館についてですが、こちらは数年後に新設される仮称屋代スマートインターチェンジから車で約3分と至近距離にあり、遠方からの来館が期待できます。現在でも県内外からの学習旅行で小学生の皆さんの訪問が多いとお聞きしています。今まで以上に子供を重視した施設として、建て替えを含めた検討をいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、私の全ての質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）子供・若者の自殺は深刻な状況が続いています。県では、令和元年、「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略を策定。また、自殺のリスクの高いケースにおいて、精神科医や心理士等多職種の専門家による助言や直接支援を行う子どもの自殺危機対応チームが設置されました。令和6年度末現在、同チームへの支援要請件数は53ですが、自殺のリスクから救うことができおり、チームによる支援が成果を上げています。

一方で、本県における20歳未満の自殺死亡率等の現状を見ますと、全国平均と比較し高い傾向が続き、高止まりのまま減少には至っていません。そして、自殺で亡くなった方が、子どもの自殺危機対応チームによる支援の対象となっていないことについても見過ごしてはなりません。この実態は、改めて子供の自殺に対するリスクを把握することの難しさを明らかにしているように感じますが、県はどのように課題を認識されているのでしょうか。

また、本年1月に開催されました自殺対策プロジェクトチームでは、支援対象となっている児童生徒と実際自殺によりお亡くなりになっている児童生徒の属性等の比較とともに、対策や戦略を立てるための実態把握や検証が必要と指摘がありますが、県はどのように対応されているのでしょうか。

心配が不要のように見える子供からリスクを発見することはとても難しいことであり、リスクに気づくことなく自殺に至ってしまうケースが多くあります。こども家庭庁が策定した自殺対策緊急プランでは、リスクの早期発見のため、1人1台端末の活用等による自殺リスクの把

握の取組を推進しています。本県におきましても、令和3年度から子供の自殺予防のためのスクリーニングツールであるRAMP Sの導入を始めていますが、実施は毎年10校程度にとどまっています。

一方、お隣の新潟県では、60校で実施。教職員や養護教諭が認識できなかったリスクの高い生徒の情報を把握するなど、成果を上げているということでもあります。

本県におきましても、早期にRAMP Sの運用拡大を図っていくべきと考えますが、現時点の活用状況やその課題、また、今後の取組強化に対する県の方針について。以上これまでの3点を健康福祉部長に伺います。

例年増加を続ける不登校児童生徒数とともに、スクールカウンセラー等への相談件数も増加の一途をたどっています。教育相談体制につきましては、より専門的、継続的な指導支援体制の構築が必要とされ、今日までスクールカウンセラーの配置は拡充強化されてきました。

一方で、文部科学省は、スクールカウンセラーの職務を、不登校やいじめなどの未然防止や早期発見及び対応としていますが、不登校やいじめが例年のように過去最多を更新する実態もあり、その配置の拡充による課題事象の低減・抑止効果についても考えていかなければなりません。

スクールカウンセラーの皆さんの勤務形態には限りがあります。緊急対応や継続的な支援が難しく、児童生徒のニーズに十分応えられない現状について、スクールカウンセラーの皆様から多くお聞きします。増加するニーズに対し、スクールカウンセラーが十分な支援体制を取ることができているのか。課題に対する認識と、配置拡充や勤務形態の見直し等の対応策への考えについて教育長に伺います。

スクールカウンセラーが増員されたものの、その固有の専門性や実践的な指導法を学ぶのがなかなか難しい現状もあり、スクールカウンセラーの養成体制の脆弱さにも目を向けなければなりません。スクールカウンセラーの資質向上に向けた取組強化も必要であると考えますが、県教育委員会の対応について教育長に伺います。

また、スクールカウンセラーの皆様のお取組は、非常勤職員として厳しい時間的制約下での職務であるため、いじめや不登校などに対する事後対応的なカウンセリングにならざるを得ない実態もあるようです。ストレスチェックやストレスマネジメント、心理教育など、問題の未然防止や成長促進を行っていくための、いわゆるプロアクティブ型のカウンセリングとも言われますが、こうした取組も積極的に行えるような体制整備が求められると考えます。プロアクティブ型のカウンセリングの取組状況や推進への課題を今後どのように導入していくべきと考えているのか。教育委員会のお考えを教育長に伺います。

信州未来共創戦略は、人口問題に対し県民みんなで向き合うための羅針盤という位置づけを

されています。一方で、昨年の12月に策定されたものの、県民の皆様の同戦略に対する認知度や意識は極めて低いことを実感します。自分事として捉えていただくように、県では、戦略の実行に当たり、県民の皆様とどのように共創を図っていくお考えなのか、伺います。

また、県民の皆様に身近な場所であるべき地域振興局の果たしていく役割、そして、市町村の理解と協力を得ていくことも不可欠であると考えます。戦略の実効性を高めるために、地域振興局の果たすべき役割とともに、市町村も共創していただくための取組に対する考えについて。以上2点を企画振興部長に伺います。

信州未来共創戦略では、いわゆる経営革新が柱の一つになっています。D X化等による労働生産性の向上は喫緊の課題ですが、目指す姿の実現には課題が多い状況です。D X人材の量、質が大幅に不足しているという企業の割合が年々急増していますが、この背景には、企業側が必要なデジタル人材像を定義できていないという課題もあるようです。戦略上必要なスキルやレベルが定義できていない、採用したい人材のスペックが明らかでないといった回答が大多数を占める統計もあります。つまり、D X人材が量、質ともに不足していると感じながら、そもそも必要な人材を明確化できていない課題があります。

どのような人材がどの組織にどの程度必要なのか明確でない状況は、D X化推進にとって大きな課題であると考えます。必要な人材要件を明確に、そして可視化するための支援が求められると考えます。県ではどのように課題を認識され、対策を講じていくべきとお考えなのか。知事に伺います。

今後さらに深刻化する人手不足の本質的な課題は、労働市場のミスマッチにあります。生成A I等技術革新の急速な普及により、余剰となる職種と不足する職種が大きく二極化することを示したのが、三菱総合研究所の2035年の労働市場における試算です。オフィス事務職等いわゆるホワイトカラーと呼ばれるような仕事に大きな余剰が生まれる一方で、介護や医療、交通、インフラや、物流、農水産等、いわゆる生活に欠かせないエッセンシャルワーカーに大きな不足が生じることを示しています。将来を見据えますと、今後の経営革新等における取組につきましては、こうしたエッセンシャルワーカーの付加価値労働生産性を高め、賃金を上昇させていく対策を強化していくことが不可欠であると考えますが、具体的対策へのお考えを知事に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には3点お尋ねがございました。

初めに、子供の自殺リスク把握に関する県の認識についてでございます。

長野県では、令和元年度以降、精神科医や精神保健福祉士など多職種の専門家の協力を得て子どもの自殺危機対応チームを設置し、自殺未遂の経験や自殺をほのめかす言動があるといっ

た自殺リスクが高い子供に対する支援に取り組んでまいりました。その一方で、チームの支援対象とならずに亡くなってしまう子供が一定数おり、目標としている20歳未満の自殺者ゼロの達成には至っておりません。

議員御指摘のとおり、自殺リスクを抱える子供の把握は難しいと認識しております。自殺の危機が迫った子供ほど、助けてと言えない。周囲の大人が希死念慮について本人に聞けないといったことがその要因だと考えております。

次に、自殺した児童生徒の検証等についてでございます。

令和7年1月に開催されたチーム会議では、議員御指摘のとおり、子どもの自殺危機対応チームの支援対象となった子供と亡くなっている子供の属性等を比較検証し、チーム等の施策に役立てるべきという意見が委員からありました。こうした御意見を受けて、県としては、有識者や関係団体、関係部局とも連携し、子供の属性や背景を含めた実態把握や検証を行うべく、その方策等を検討しているところでございます。

最後に、長野県におけるRAMP Sの現状と今後の取組についてでございます。

RAMP Sは、タブレット等に表示される生活、精神状態、自殺に関する質問に答えていくと自殺リスクが可視化されるITツールです。このツールを活用することで、周囲が見過している自殺リスクの高い子供に気づき、その対応を検討することができるとされております。

県では、令和3年度よりモデル事業としてRAMP Sに取り組み、令和6年度までで延べ38校において実施しておりますが、実施校からは、「助けて」が言えない子供を見つけることができたといった声がある反面、学校の業務負担が大きくなり過ぎるといった御意見などが寄せられているところでございます。

こうした状況を鑑み、令和7年度は事業対象校数を拡大し、RAMP Sの効果と課題等について、より詳細に検討することとしており、その結果を踏まえ、RAMP Sの実施拡大に必要な条件を含め、今後の取組方針を検討してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） スクールカウンセラーについて3点御質問をいただきました。

まず、スクールカウンセラーの配置に係る課題への認識と今後の対応についてでございます。

現在、県教育委員会では、採用しているスクールカウンセラー112名を県内の全ての公立小中・義務教育学校及び県立高校に配置しているところでございます。そのため、ほとんどのスクールカウンセラーは複数の学校を兼務しており、1校当たりの配置時間が限られている状況でございます。さらに、多くのスクールカウンセラーは、医療機関や市町村など他の機関とも兼務をしており、学校のニーズに応じた柔軟な配置が難しいという課題もございます。

十分な支援体制の構築のためには、配置時間を増やすことや、安定した雇用環境の整備などの複合的な対応が必要であると認識しております。今後、安定的な支援体制の維持充実のため、一定の経験やスキルを有する人材の確保も含め、スクールカウンセラーの効果的な配置について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた取組の強化についてでございます。

本県では、公認心理師、臨床心理士、大学教員など、文部科学省が定める心理に関わる専門資格を有する者をスクールカウンセラーとして任用しております。スクールカウンセラーは、チーム学校の一員として、学校全体の支援力向上につながる役割が期待されているところでございます。このため、教員との協働体制の構築、スクールソーシャルワーカーとの合同事例検討など、チーム内での連携促進につながる研修を年2回実施しております。今年度は、新規任用者に対する研修も予定しているところでございます。

スクールカウンセラーの資質向上には、専門性の維持向上に加え、学校現場で教職員と連携しながら子供の指導に当たることが重要であることから、今後も、こうした取組を通じてスクールカウンセラーの資質向上に努めてまいります。

最後に、プロアクティブ型のカウンセリングについてでございます。

県内では、スクールカウンセラーが全校集会や教室で心理教育を実施したり、授業や休み時間等に子供の様子を観察し、その結果を踏まえて支援を行うなど、予防的、発達的な観点からの取組が一部の学校で実施されております。近年、生徒指導の方針は、従来の問題解決型から、児童生徒の成長を支える予防・発達支援型へと大きく転換していることを踏まえ、スクールカウンセラーも、より予防的、積極的なプロアクティブ型のカウンセリングを取り入れることを含め、スクールカウンセラーの有効な活用について研究してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2問、信州未来共創戦略について御質問をいただきました。

まず、戦略を自分事と捉えてもらうための県民との共創についてでございます。

人口減少に立ち向かうための産官学金労言が集結した「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」で策定した信州未来共創戦略でございますが、この推進により、人口減少の緩和、人口減少社会への適応を進めるには、行政、企業、地域、そして県民の皆様一人一人が同じ方向を目指して行動することが大切です。そのため、まずはしっかりと県民会議の会員を増やし、多くの方に具体的な行動、アクションを起こしてもらうとともに、県民会議としての動き、成果を見せていくこと、面白そうだと思っていただくことも大事だと思っております。

現在、県民会議では、男性の育児参加、移住、若者応援の三つのプロジェクトチームが活動しています。男性の育児参加プロジェクトチームでは、育児休業取得中の家事分担等を考える男性向けプログラムの検討、移住・つながり人口プロジェクトチームでは、既に活動している皆様の取組の発信の検討など具体的な取組を進めています。今後、県を含めた会員の自発的な取組をプロジェクトチームとしてさらに立ち上げ、一緒になって人口減少の課題解決に取り組む動きを見せていく、こういうことが大事だと思っております。

このほか、県内10圏域で開催する県民会議キャラバンや、人口減少に係る様々なテーマを深掘りする勉強会などを開催するとともに、県民に県民会議を深く知っていただく、参加していただくため、また、寛容性などを考えるきっかけとなるための広報も県民会議で実施する予定です。こうした取組を通じて、県民会議の活動の輪を広げるとともに、人口減少に関する認識を共有し、県民の皆様との共創を進めてまいります。

次に、戦略の実効性を高めるために地域振興局が果たすべき役割と、市町村と共創していくための取組でございます。

広い県土を有する本県においては、地域の魅力や特色、課題も様々であることから、日頃から市町村や地域で活動している団体、個人の方と顔の見える付き合いをしている地域振興局には重要な役割が求められるわけですし、私も市町村を回っていてそのことを実感しております。

信州未来共創戦略の推進に当たっても、先ほど申し上げた10圏域での県民会議キャラバンに地域の担い手を巻き込むような働きかけや、元気づくり支援金などの活用による人口減少の課題解決に向けた取組の促進、信州未来共創戦略や県民会議の周知や認識の共有、人口減少下でも持続可能な行政体制の構築のための市町村との圏域ごとの協議、こういった様々な役割を担っていただくこととしております。

また、市町村との共創としては、まず、既に市長会、町村会や上田市、木祖村等には参加していただいておりますが、市町村やその職員の方々の県民会議への参加が挙げられます。また、信州未来共創戦略で掲げた移住・二地域居住の促進や、地域ごとのルールを明文化することで地域の在り方を考え直す「地域の教科書」づくりの促進などによる寛容な社会づくり、また、元気づくり支援金の活用による信州未来共創戦略の推進をお願いしています。

今後とも、地域に身近な存在である市町村や地域振興局と協力しながら信州未来共創戦略の推進を図ってまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、DX人材の要件の明確化と可視化のための支援が必要ではないかという御質問

でございます。

独立行政法人情報処理推進機構が行った「D X動向2024」という調査におきまして、D Xに取り組んでいる企業においても戦略上必要なスキルやレベルが定義できていない、また、採用したい人材のスペックが明確でないといった課題が上位に上がっております。このことから、D X推進に必要な人材の要件の明確化、可視化が必要ではないかという御指摘は、まさにそのとおりだというふうに考えております。

県としても、高度人材の活用や専門家の派遣、あるいは企業内リスキリング等で企業のD X化を推進していくためにも、こうした取組は必要なことと考えております。そのため、県としては、外部の専門家の方々に御意見をお伺いするなどして、D Xの推進に必要な人材の要件をどう明確化していけばいいのか、このことについてしっかり考えていきたいと思っております。

続きまして、エッセンシャルワーカーの労働生産性向上と賃金を上昇するための対策という御質問でございます。

医療・介護、交通、インフラ、物流や、農業、水産業、こうした私たちの生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの皆様方の労働生産性の向上、賃金の上昇は、御指摘のとおり非常に重要なことだというふうに考えております。また、そういう方々がやりがいを感じて仕事に臨んでいただくことができるように、社会的な評価を引き上げたり仕事の価値を実感いただけるような環境をつくることも重要だというふうに思っております。

県としては、これまでもいろいろ取り組んでおりますし、これからもさらに取組を進めなければいけない事項として、やはり省力化やデジタル化の推進ということをまずしっかり行っていかなければいけないというふうに思います。また、日本の場合は非常にきめ細かなサービスが当たり前という形になっていますが、例えば、配送業では、もっと置き配を広げるようなことも含めて、サービスの在り方の見直しということも重要だと思います。

他方で、働かれる方々のスキルアップということも重要だと思います。リスキリングの支援等を行わせていただくことと併せて、キャリアパスをこうしたエッセンシャルワーカーの皆様方にもお示しし、御自分の目指す姿やキャリアパスに応じて処遇、待遇の改善などが行われるようにしていくということも重要だと思っております。

加えて、エッセンシャルワークの中には、賃金水準や配置基準に行政が一定程度関与している分野もございます。例えば、医療・介護等の公定価格の引上げをはじめ、こうした処遇の改善や規制改革、こうした点については、やはり国にもしっかりと対応を求めていくことが必要だというふうに考えております。

こうした取組については、これまでも県として取り組んできているものが多数あるわけですが、まだまだ取組の濃淡があるというふうに思っております。エッセンシャルワーカー

の皆様方の付加価値労働生産性の向上や賃金の上昇は、やはり私たちの地域社会や暮らしを維持していく上で極めて重要なことだというふうに考えておりますので、今後ともこうした取組に一層力を入れていきたいと考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）スクールカウンセラーにつきまして、教育長からは、チーム学校というお話もいただきました。今、スクールカウンセラーの皆様は、時間的制約の中で、学校との連携にも支障を来している実態があるというふうに思っています。単なる外部専門家としてではなく、チーム学校の一員としての位置づけを明確化していただくことが大変重要なことであり、まず一歩であるというふうに考えます。チーム学校としての在り方、そしてバランスの取れたスクールカウンセリングの体制の構築に向けまして一層努力いただきますことをお願いさせていただいて、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。一般質問をいたします。

コロナ感染症の教訓とワクチンについてです。

県では、令和7年2月に「新型コロナウイルス感染症長野県対応記録集 私たちの経験と未来への教訓」を取りまとめ、公表しました。この記録集の作成に至った意図と、これを今後の取組にどう生かそうとお考えでしょうか。

他県に先駆けて、いち早く長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例を制定しましたが、その効果についてどのように総括、評価しておられるか。また、今後のパンデミック対策に向けて見直す必要などがあるでしょうか。以上を渡邊危機管理部長にお聞きします。

新型コロナウイルス感染症長野県対応記録集の最後に、感染症への対応年表が載っています。これを見ながら、この数年を振り返って、いろいろと忘れていたことを思い出しました。

政府のやったちぐはぐな政策では、都会も田舎も関係ない学校の臨時休業要請による一斉休業。布マスクを大きな予算でつくって配付して廃棄したこと。飲食店に時短営業を要請しているのにG o T o トラベルや東京オリンピックを開催したことは、一貫性のない印象でした。

特に、改めておかしく思ったのが、世界で新型コロナウイルスが流行し出してから1年もたたないうちにワクチンが認証されたことです。コロナの初期段階は、死亡者が出たために、日本中が感染の恐怖におののき、多くの人が通常より随分と検証期間の短いワクチンを打つことになりました。

そこで、お聞きします。

新型コロナウイルスに罹患し、現在も体調不良の人は把握できているのでしょうか。

新型コロナウイルスワクチンの接種により副反応が疑われる方などに、予防接種健康被害救済制度をどのように周知しているのでしょうか。

新型コロナウイルスワクチン接種について、メリット、デメリットを総合的に踏まえた上で、引き続き必要と考えるのでしょうか。

コロナ禍では、保健師など専門職員の確保が課題であったと聞きますが、今後、こういった健康危機管理への対応について、専門職員の人材確保にはどのように取り組まれるのでしょうか。以上4点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私にはコロナ感染症の教訓とワクチンについて2点御質問をいただきました。

まず1点目、記録集作成の意図と今後の取組への活用についてでございますが、この記録集は、令和2年当初から5類移行後の令和6年3月までの対応を総括的に振り返り、その発生状況や県の対応等の記録を整理するとともに、併せて関係者へのインタビューも掲載することで、単なる記録集ではなく、総合的な観点から取りまとめたものでございます。

新型コロナウイルスが国内に侵入してきた初期は、前例がなく、その対応は手探り状態でしたが、県民の皆様、市町村、医療関係者、施設管理者、経済事業者の皆様、厳しい環境の中ではございましたが、御協力いただき、一丸となって感染症対策を講じたことで、県として一定の知見や手法を生み出すことができたところでございます。今回のような感染症危機は今後いつ起こるか予測できないことから、同様の事態が発生したときのために、記録集として今回の感染症対策の基本的な方向性や対応のポイント、また、その評価をできるだけ詳しく残しておくことが次なる感染症対策への備えとして必要であると考えているところでございます。

今後、次なる感染症危機の対応が必要になった際、蔓延防止対策、医療提供体制の確保、それからワクチン接種体制の整備、経済対策といったそれぞれの感染症対策において、記録集に取りまとめた知見や手法も踏まえ、その状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目でございますが、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の効果についての評価、今後の見直しの必要性についてでございますが、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例につきましても、感染症対策の基本的な考え方や手法を明確化することで、長野県全体で共通認識を持ち、対策を進めるために制定したものでございます。制定に伴い、これまで法律の枠組みでは対応できず、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない措置として行われて

いた休業の検討の協力依頼等を、条例に基づく適正な手続として行うことができるようになったというところでございます。

条例の効果としては、このほかにも、条例に定めた手続にのっとり社会経済活動の抑制につながるような取組を行う際、御意見を伺いながら様々な対策を講じてきたとともに、県議会の皆様に対しても報告を行ってまいりました。また、令和3年の法改正に先立ち、条例に基づく事業者等への幅広い支援、不当な差別的取扱いの禁止等について取組を進めてきたことも一定の成果であると考えております。

条例の見直しにつきましては、附則第4項に基づき、制定後2年以内に行うこととされた検討におきまして、見直しの必要がないという判断に至ったところではありますが、今後起こり得る新興感染症の対応によっては、現行条例で定めた対策が合致しない場合も想定されることから、そのような場合において感染症の特異性も踏まえた改正を行う必要があるものと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には4点お尋ねがありました。

初めのお尋ねは、新型コロナウイルスに罹患し体調不良の人、つまり、罹患後症状を有する者の把握についての御質問と受け止めておりますが、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の把握は県としては行っておりません。

主な理由としましては、国内外でその定義が確定していないということや、罹患後症状を呈する方の多くは経時的に症状が改善すること、また、症状消失後に再度症状が出現することもあるということが報告されているため、患者数の把握をどの時点で行うかといった課題などがあるためです。

今後も、国内外の研究結果などを注視しつつ、その上で、現在でも罹患後症状に悩まれている方はいらっしゃることから、県としては、ホームページ上に、罹患後症状の診療を行っている医療機関の一覧や活用できる支援制度の紹介を掲載し、罹患後症状に悩まれている方が適切な医療や福祉施策を受けられるよう引き続き支援してまいります。

次に、予防接種健康被害救済制度の周知についてでございます。

予防接種健康被害救済制度につきましては、県のホームページ上に予防接種のページを設け、その中で制度を紹介するとともに、その申請窓口となる市町村に対しても周知をしているところです。また、県では、県立こども病院内に長野県予防接種センターを設置し、予防接種に関する情報の提供や個別の相談に対応しており、この救済制度を紹介できる体制を整えております。引き続き市町村とも連携しながら制度の周知に取り組んでまいります。

三つ目に、新型コロナワクチン接種の必要性についてでございます。

新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防を主な目的として実施されており、特に、重症化しやすいとされる高齢者や基礎疾患をお持ちの方にとって有効なものと認識しております。このワクチンは、国において有効性や安全性が確認された上で薬事承認が行われており、さらに、国の審議会において定期接種で用いるワクチンとしても承認されております。

予防接種に共通する特性として、まれに健康被害が起こり得るため、接種を受ける方には、ワクチンの効果と副反応リスクの双方について理解した上で接種をするかどうか判断していただくことが重要です。現時点では、昨年度に比べ新型コロナの感染者数は少ない状況で推移しておりますが、依然として高齢者や基礎疾患をお持ちの方などは重症化しやすい傾向にあることから、県としましては、ワクチン接種を希望される全ての方々に対し、引き続き接種の機会を提供することが必要と考えております。

最後に、保健師など専門職員の人材確保についてでございます。

新型コロナウイルス感染症による保健所の業務の増大に対して、県では、保健師の臨時的な増員や市町村保健師の支援などにより専門職の確保を図るとともに、事務職員を含めた全庁を挙げた体制により何とかしのぐことができました。この教訓から、県では、新たな感染症の発生など健康危機発生時に対応の要となる保健師の定数を、令和2年度から令和6年度にかけて保健所全体で20名増員したところです。

しかしながら、有事に備えた平時における最大限の人材配置は現実的ではないことから、令和6年3月に策定した長野県感染症予防計画に基づき、健康危機発生時に保健所業務を各地域の専門職に支援いただくI H E A Tの取組を進めております。このI H E A Tの運用には、要員の確保と、実際の活動を想定した研修や訓練による感染症発生時の実践的な対応技術の習得が重要と考えております。これらの備えを着実に進め、今後発生が予想される新興感染症に対応できる健康危機管理体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）それぞれお答えいただきました。

コロナウイルスに罹患していまだに体調の悪い人に関しては、把握をしていただきたいと思います。一刻も早く回復されるように引き続き支援をお願いいたします。

2024年3月まで飯田保健所長をされていた医師の松岡裕之先生が、医学専門雑誌「B I O C l i n i c a」に2024年に寄稿された論文の一部を紹介いたします。

新型コロナウイルスワクチンによると思われる死亡例が認定されたのは2023年の4月で、1年が経過した現在、累計で561件が認定された。新型コロナウイルスワクチンの累計実施回数

は、首相官邸ホームページで閲覧することができた。2024年4月からは公費負担がなくなり、政府の公表も4月1日までで停止された。その累計回数は4億3,619万3,341回である。

一般に、どのワクチンでも、100万回の接種に1回ぐらいは接種による死亡が起きると言われてきた。その都市伝説によれば、4億3,000万回の接種で430人ぐらいの死亡は想定内ということになる。もっとも、今般の接種関連死亡数はそれを超えていると言っています。

さらに、2024年3月末まで働いていた長野県飯田保健所圏域には15万人が住んでいる。新型コロナウイルスワクチンは人口の80%ぐらいが平均4回の接種を受けた。つまり、圏域内で50万回ほどの接種が行われた。100万回に1人の死亡が想定されるのなら、0.5人の死亡が期待値となる。ところが、飯田保健所には、新型コロナウイルスワクチン接種後に体調不良を来し死亡に至ったという報告が、接種を担当した医師から10例余り寄せられたとあります。論文の中で、mRNAワクチンの危険性を仮説として解説もされています。

論文の最後は、人口15万人の圏域で12万人ぐらいの人がワクチン接種を受け、10人余りの人が亡くなっているということは、深刻に受け止めなければいけないと結んでいます。松岡先生は、この論文を一般質問で使ってくれてよいと言っています。

コロナウイルスの流行初期段階においては、ワクチンも有効だったこともあるでしょうが、振り返って反省し、見直すべきは見直すことが必要だと思います。私も、全てのワクチンに反対するものではありません。組換えたんぱく質のワクチンを接種すればよいと思います。

イベルメクチンというコロナウイルスに有効な薬があったのに、そのことが言えない世の中になったこともおかしなことでした。感染症はもちろん、ワクチン接種で県民の命が奪われることが再度起きないよう、県は、ワクチンに関する疫学調査をしっかりと国に求めるべきだと思います。

また、保健所長の兼務がされているところもあると聞いております。このことも改善すべきではないかと申し上げておきたいと思います。

次に、産前産後の妊産婦などの精神面の健康対策についてお聞きします。

妊産婦にとって、妊娠・出産は、自分とは違う命を体内に宿すことで、母親としての自覚と不安と希望とさまざまな感情が入り混じり、人によっては不安定な度合いが大きくなり、見守りが必要となる場合もあります。妊娠前に鬱を発症している人や発達障がいを抱える人は、特に要注意となります。それまで何の問題もなかったとしても、出産をきっかけに、自分の思いどおりにならない赤ちゃんの世話をする中で、不意によからぬことを考えてしまうこともあるのです。

ホルモンバランスの変化や育児へのストレス等が要因で、約10人に1人が産後鬱を発症するとも言われており、また、それを支えるパートナーも同様の割合で鬱症状になるとされています。

す。生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長や、家族がより前向きに育児ができるようにするために、妊産婦とそのパートナーへの精神面の健康対策が重要と考えますが、県としての取組について笹渕健康福祉部長に伺います。

次の質問です。県立高校のアルバイトについてです。

高校生のウェルビーイングについて考えてみました。私の高校時代のアルバイトは、友達との楽しい思い出となっています。温泉旅館での掃除、宴会の準備、片づけや、スーパーマーケットでの品出し、レジなどをやりましたが、パワハラや軽いセクハラに遭いながらも、仲のよい友達と一緒にだったので、悩みも愚痴も共有できましたし、さらに、親のすねをかじることなくお金を手にできるので、洋服や好きな音楽レコード、CDや雑誌を購入することができました。

働くこと自体も、決して手を抜いていいかげんにやったわけではなく、自分なりに一生懸命取り組みました。アルバイト先で家族や友達以外の人と話すことで、引込み思案の自分を少しずつ変えていくことができました。平日は部活動をしましたので、夏休み等の長期休みと土日の空いているときでしたが、今思うと充実した日々を過ごせたと感じています。私の娘も、アルバイトをしたことで、お金の大切さと世の中の理不尽さなど様々な勉強ができました。

昨日、小林あや議員の質問にあった、コロナ禍が若者のコミュニケーション能力を弱めたということに鑑みると、バイトをすることでその能力を養うことができそうです。高校生を必要とするアルバイト先はサービス業が多いでしょうから、つまり、人と相對することで自然とコミュニケーションの機会が増え、人間力が培われると思います。正規の就職でないアルバイトであれば、周囲も温かい目、長い目で見守ってくれる可能性が高く、優しく接してくれる人が多いと思います。

そこで質問です。

そんな学生時代のアルバイト経験は、将来社会人として生きていく上でとても役に立つと考えますが、県内の県立高校では生徒がアルバイトに従事することを認めているのでしょうか。また、教育委員会として、アルバイトのメリット、デメリットをどのように捉えているのでしょうか。バイトに夢中になって勉強がおろそかになる等のデメリットが考えられるかもしれません。私からすると、それはそれでよいのではないかと思います。勉強は大人になっても、本人のやる気次第でいつでもできると思います。本人が決めればよいことです。デメリットを克服しメリットを伸ばすことができれば、高校生の生活も充実すると考えます。アルバイトも学校生活の選択肢の一つとなるよう県立高校の前向きな判断を促すような働きかけを教育委員会としてやってみてはいかがでしょうか。以上2点を武田教育長にお聞きします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には妊産婦とそのパートナーへの精神面の健康対策についてのお尋ねでございます。

県としては、信州母子保健推進センターにおいて、パートナーを含めた出産育児教室や産後鬱病に関するスクリーニング等の市町村が実施する事業への支援を行ってきたところでございます。しかしながら、精神科の受診待ちなどにより、支援を必要とする方が適切な支援につながらない状況があり、医療、保健、福祉における多分野連携の強化や支援体制の地域格差解消が課題となっております。

このため、県では、今年度から、産科・精神科医療機関や市町村保健部門等の連携により、精神科医師を含めた専門家と地域支援者による妊娠初期から産後への切れ目のない支援体制づくりに取り組んでおります。この取組を通じて、全ての妊産婦とパートナーが適切な時期に必要な支援につながり、家族が前向きに子育てできる環境づくりを市町村と共に進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県立高校のアルバイトについてのお尋ねでございます。

まず、県立高校のアルバイトの状況と実施によるメリット、デメリットでございますが、高校生のアルバイト実施については、各校の校則により定められており、これらの校則は、各地区の生徒指導申合せ事項を基に策定しているものでございます。令和6年度における県内県立高校のアルバイト実施状況は、原則禁止が18校、許可制が39校、届出制が21校となっております。

アルバイトのメリットといたしましては、勤労感や責任感、社会性を育むことが挙げられる一方、デメリットとしては、学業やクラブ活動との両立に対する不安、長時間の勤務や人間関係のストレスで心身に負担がかかることなどがあると捉えております。

次に、県立高校のアルバイトについて前向きな判断を促すような働きかけについてでございます。

県教育委員会では、生徒のアルバイト実施について、各校が柔軟に対応できるよう、毎年校則の見直しを含めて働きかけを行っているところでございます。校則の見直しに当たっては、各校では、生徒、保護者、地域の意向も踏まえて進めていると認識しておりまして、その結果、ここ数年で原則禁止から許可制へ変更している学校が増えてきているものと承知しております。アルバイトにはデメリットもございますが、生徒の成長につながるメリットもあることから、希望する生徒がアルバイトを行えるよう、校長会とも課題を共有しながら今後も検討を進めてまいります。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）産後鬱は夫にも起こり得ることであり、弱音を吐けずに一人で抱え込んでしまう夫もいると聞きます。

そんなときは、産後ドウーラの出番です。赤ちゃんや母親に寄り添い、手助けをすることで健全な子育てに寄与するのが産後ドウーラです。母親の相談相手、家事援助、兄弟の育児等を行い、家族全体を支える力強い役割です。

周産期を取り巻く資源や人材確保にも限りがあり、どこで産むか、産んだ後に誰に支えてもらうかなど、お産や新生児と共にある家族を悩ませるような環境にしないためにも、最後のセーフティーネット構築のため、様々な取組を検討し、実施していただきたいと思います。温かな長野県の具体的な取組の前進を切望いたします。

高校生のアルバイトについてです。

人間関係による心身の負担が生じるデメリットがあるとおっしゃいました。そんなときは、アルバイトなので、さっさと辞めていいのではないかと思います。昨日、林和明議員が公立高校の特色化を提案していましたが、その特色化の中に、生徒のウェルビーイングの視点として、アルバイトの推奨も入れるとよいのではないのでしょうか。親の金銭負担も軽減するアルバイトで働く大切さを味わうことにより、親のありがたみも分かります。

定時制は、かつて、働きながら学ぶ場でありましたが、近年は、不登校等義務教育段階で困難を抱えた子供が生活のリズムを整えながら学ぶ場になっています。コミュニケーション能力を高め、将来の自立を目指す目的から、働くことの意味を体験するための定時制では、むしろアルバイトを行うことが推奨されています。そのような体験を通して進むべき方向を見いだし、いく生徒も多数存在します。

一人でも多くの高校生が、生きる力をつける職場体験となるアルバイトを通して、楽しく充実した高校生活を送ることを願って、私の一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後 1 時53分休憩

午後 2 時 9 分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は、発言通告に沿って一般質問を

行います。

まず初めの質問項目は、オスプレイが松本空港に緊急着陸したことについてであります。

本年3月25日、松本空港にアメリカ軍普天間基地所属の輸送機オスプレイが緊急着陸し、翌日も飛来しました。この間、日本国内でも墜落するなど重大事故を起こしているオスプレイです。県民からは、軍用機着陸に県は強く抗議をと声が上がりました。

私たち県議団は、3月27日、知事に対し、今回の緊急着陸に関して厳しく抗議してくださいと申入れを行いました。滑走路は一時閉鎖され、F D Aの定期便が欠航するなど、実害も発生しています。翌日の飛来は、早く飛び立つための処置とのことのようでしたが、横田基地からなら、別に車両でも問題はないはずですし、テレビ放映の画面で見える限り、修理部品とされるものは、1人で抱えられる1箱だけだったように見えました。県民が納得するような緊急着陸の原因について、いまだ米軍及び政府関係機関からの説明がありません。

松本空港の隣に位置する東筑摩郡山形村議会は、4月25日の臨時会で、3月25日に県営松本空港でオスプレイが緊急着陸したことをめぐり、県が中谷元防衛相宛てに提出した緊急要請書の内容に防衛省など関係機関が取り組むよう、県に引き続き働きかけることを求める意見書を全会一致で可決しています。松本市議会でも抗議の動きがありましたし、松本市議会6月定例会で複数の議員が一般質問項目に取り上げています。皆さん大変心配されています。

松本空港は、今年開港60年。こんなことは初めてです。飛び立つ飛行機に見学者が普通に手を振る、どこかのどかな空港だと思っています。しかし、今回のように何も分からずじまいでは、緊急だ、警告灯が点灯した、予防だと言って空港使用を許すことになりかねません。同時期、高知空港でも米軍F-35ステルス戦闘機が1か月以上駐機しました。防衛局担当者が「米軍の運用なので理解をいただきたい」は許されない事態です。トラブルの詳細を明らかにしないような米軍機の飛行は認めるべきではなく、防衛大臣及び米軍に対し県として毅然とした対応を望むが、いかがでしょうか。知事の見解を伺います。

また、滑走路の一時閉鎖により、F D Aの定期便が欠航するなどの実害が発生しました。こうした実害に対し、県はF D Aと連携して損害賠償請求を行うべきと考えますが、交通政策局長の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） オスプレイの松本空港への着陸に関連して御質問を頂戴いたしました。県として毅然とした対応を臨むが見解をという御質問でございます。

米軍機が松本空港に今回着陸した理由につきましては、北関東防衛局から、警告灯が点滅し予防着陸したものとの説明があったところでございます。県としては、防衛省に対し、今後こうした事態を起こすことがないよう、航空機等の安全管理と再発防止に万全を期すことをアメ

リカ側に求めるよう緊急要請を行わせていただいたところでございます。これに対して、防衛省からは、米軍に対して安全管理に万全を期すよう求めているとの説明があったところでございます。

条約などに基づいて行われております外交や防衛政策については県としても協力していくことが必要だというふうに考えておりますが、住民生活の安心・安全な暮らしを確保することは、県としての最も重要な使命だと考えております。住民生活の安心・安全な暮らしを確保するために必要な対応は、今後ともちゅうちょなく行っていきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） オスプレイ着陸に伴う損害賠償請求についてのお尋ねであります。

今回のオスプレイの着陸に伴いまして、安全確保などを目的に滑走路を一時閉鎖したため、新千歳空港発松本空港到着予定の便が、到着地を県営名古屋空港へ変更いたしまして、乗客84名に影響がありました。また、松本空港発新千歳空港行きの便が欠航しまして、乗客74名に影響があったところであります。

これらの乗客に対しましては、運航会社のF D A（フジドリームエアラインズ）が、到着地を変更した便につきましては名古屋から松本までの移動費用を負担し、欠航した便につきましては運賃の払戻しなどを行ったと伺っております。その他の小型機やヘリコプターなどの民間機の運航への影響はなかったものと承知をしております。

F D Aによりますと、これまで、自社以外の航空機を原因とした滑走路閉鎖により自社の便に影響が出た場合であっても、費用の請求をした事例はないとのことであります。県といたしましては、こうしたF D Aの対応を尊重いたしまして、現時点ではこれ以上の対応は考えておりません。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 今声を上げなければ、これから先これが普通になってしまうおそれもあります。5月20日には、オスプレイと見られる機体が県内諏訪と松本市で目撃されています。声を上げ続けることの重要性を指摘させていただき、次の質問項目に移ります。

次の質問項目は、農業県長野としての今後の農業政策の方向性についてであります。

今の米不足は、国が減反政策と生産調整を農家に押しつけ、需要と供給を市場任せにし、主食をないがしろにしてきた結果です。予算推移を見ても、1980年度3.58兆円が25年度は2.27兆円と、1.3兆円も減少です。この間、政府は農家に減反をさせ、民主党政権時に実現した所得

補償制度10アール当たり1万5,000円を2014年に半減し、2018年には第2次安倍自公政権が全廃。米農家から1,500億円以上もの所得を奪ったのです。

一方で、米の価格や流通に政府が関与しないという市場任せ政策によって米の安売り競争が激化し、生産者米価は60キロ2万円を超えていたものが1万円前後まで落ち込み、米を作っても飯が食えないと農家から悲痛な声が上がりました。このことで、米作農家は、2000年の175万戸から53万戸へと3分の1に激減しています。この動きは止まっています。

もう一つ、私がこの場で何回も問題にしてきたミニマムアクセス米です。国内の農家には減反・減産を押しつけながら、ミニマムアクセス米は減らさず、この20年来、年77万トンを入力し続けています。このことが農家の心をどれだけ折ってきたことか、計り知れません。

77万トンを1トン当たり10万円で買い、加工業者に卸すときは2万円から3万円。差額約300億円の穴埋めは国民の税金ですと言ってきましたが、農民連新聞の報道には、2022年度のミニマムアクセス米の財政負担は674億円に上りましたとありました。どちらにしても大変な金額です。これを続けている。国民への税負担はもとより、米の生産と農家経営にも打撃となり、生産基盤の弱体化をこの面でも国は加速させてきたのです。このことは責任重大です。

今、安全保障が言われますが、農業を守り成長を図ることは、安全保障の根幹です。命を支える食料や農業こそ予算の拡充が必要です。まずは減反政策の間違いを認めること。その上で、農家応援のため、所得補償、価格保証、基盤整備に予算づけをし、増産に転ずる施策をどう進めるかです。国が進める大規模化スマート農業は、中山間地が多い長野県では限界があるのではないのでしょうか。今以上の規模拡大は無理ではないかと思われます。

したがって、今踏ん張っている専業農家を、中小規模・兼業農家を大事にする。県独自も含め、支援策を抜本的に強化する。そうしなければ、新規就農者はおろか、逆に離農が加速し、跡継ぎがなく、5年、10年後は、増産どころか、現状維持も危うくなるのが、農業の、農家の現在の状況です。

駒ヶ根市の専業農家の青年から、誇りを持って米を作り続けたいと訴えられました。米が余ることばかり心配している農政ではなく、農家が安心して作付できる農政。近年の自然環境の激変に対応するために、備蓄米を以前のように200万トンにすることも重要と考えます。

県民が望んでいるのは、米を作っている農家の所得を補償しながらも、主食として米を毎日安全に食することができ、安心して買える価格にしてほしいということではないのでしょうか。今定例会、米を中心に、農業問題を多くの議員が質問されていますが、それらも踏まえ、農業県長野として、今後の農業行政の方向性について知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）昨今の米の供給不足を契機とした食料の安定供給対策には、多くの皆さ

んが関心を持ち、大きな課題にもなっております。そうした中で、本県の農業政策の方向性ということで御質問を頂戴いたしました。

大きな国全体としての政策については、国が踏み込んだ検討をしていただきたいというふうに思いますが、一方で、農業県として、また、これは産業としての農業だけではなく、農地が担っている様々な機能や中山間地の皆さんの暮らしの在り方を考えていく上でも、この農業の在り方については県としても主体的に検討していくことが必要だというふうに考えております。

昨日も申し上げたとおり地域計画を集計しておりまして、10年後の担い手が明確になっていない農地面積が農用地等面積の4割弱ということで、非常に担い手が足りなくなる。このままでは、どなたも耕作しない農地がどんどん増えてしまうことがもう明らかであります。昨日も共田議員の御質問に御答弁申し上げたとおり、農業の在り方を根本から見直して抜本的な対策を講じていかなければいけないというふうに考えております。

県としては、地域計画の取りまとめをしておりますが、より詳細な分析をまず行っていききたいというふうに思っております。その上で、こうした地域計画を具現化して、担い手がない農地をどうしていくのかといったようなことも含めて県としての戦略を考えていかなければいけないというふうに思っております。

多くの皆様方が農業に対して関心を持っています。これは、生産者のみならず、消費者、そして日本全体の未来の安全・安心のためにも、今こその農業の在り方をしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）答弁をいただきました。国の動きは心配です。ころころ変わる農政ではなく、しっかり腰を据えて食料自給率そのものを上げる農政にすべきと申し上げ、次の質問項目に移ります。

次の質問項目は、発足から25年経過した介護保険制度についてであります。

今年、2025年は、団塊の世代が全て後期高齢者になる年です。これから先、介護を必要とする方々が今まで以上に増加することは明かです。受入れ側の介護保険制度は、発足から25年がたち、定着しているかに見えていましたが、ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化により、介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出しています。特に、政府が2024年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大きな打撃になりました。地方では、介護事業所が1か所もない自治体が出てきています。保険料を払っていても、人材、事業所がないため介護サービスを受けられないという危機的事態です。

介護の基盤崩壊は、現役世代にとっても重大問題です。働く現役世代が介護のために仕事や

職場を辞める介護離職が年間10万人に上るなど、要介護者の家族の負担は重くなっています。ケアマネが見つからず介護サービスが受けられない、ヘルパーが不足して介護時間を減らさざるを得ない、入居できる施設がないなど、家族の負担が一層重くなる事態が広がっています。

介護現場からの訴えでは、米の高騰は食事を提供する事業所にとって非常に厳しい。米の等級を下げる。米だけではなく、朝食に提供している焼き魚を鮭からサメに替えた。管理栄養士からは、1日のカロリー計算で足りているときはデザートゼリーの削ろうかしらの提案まである。食事が一番楽しいのに、利用者さんの食事になっていない。

社会福祉施設等価格高騰対策支援金のような支援が今必要だ。全産業平均と介護職員の賃金格差が月8.3万円、昨年の6.9万円より差が広がっている。賃金の低さが介護職員の離職を加速させ、特に、若い職員は、人生設計が立たず介護以外の仕事を選択する。初任給16万円台、60歳で24万円台です。事業所の経営、利用者さんの生活を守るためにも、賃上げが早急に必要です。介護に関わる職員の募集をかけても応募がなく、欠員になっても補充が利かず、現場職員は疲弊している。介護の仕事を目指し、働く人が集まるような施策を望みます。

長野県内最大規模、特養10か所を運営している松塩筑木曾老人福祉施設組合の50年と歴史のある施設を訪問しました。経営難から組合基金が減少していると、大変厳しい状況が見てとれました。職員の方が、施設は古くても温かい事業所ですと紹介してくれましたが、先行きがとても不安な様子でした。

訴えを続けます。現在の介護保険制度では、報酬単価が上がると利用者さんの負担も上がってしまう。年金も低く抑えられ、負担金が上がると介護サービスの利用控えにつながります。利用者さんの負担がこれ以上増えないように国庫負担割合を増やすよう国に要望してください。このように切実な中身です。

私たちは、保険料、利用料の負担増にはね返らせることなく、介護職員の処遇改善、介護報酬の増額、介護事業の継続支援などを行うため、介護保険の国庫負担を10%増やして35%とし、国の支出を1.3兆円増やすことを提案しています。まずはこの方向しかないと考えます。県としても、国に対し国庫負担増の必要性を強く働きかけていただきたいが、いかがか。健康福祉部長に見解を伺います。

昨年、県は独自に県内約500の介護事業所を対象に訪問介護の実態調査を行い、結果を公表しています。この結果を踏まえ、県は、訪問介護事業所が安定した運営が行えるよう今後どのように取り組んでいくのか、健康福祉部長に伺います。

地域医療介護総合確保基金のうち介護分を活用した事業の推進状況について伺い、あわせて、訪問介護サービスの支援として、ガソリン代補助制度の創設や、介護を志す学生が通う養成校への経営支援など、県独自の支援策を提案するがいかがか。健康福祉部長に見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には３点お尋ねがございました。

初めに、介護職員の処遇改善や事業の継続支援のための国庫負担拡充についてでございます。

地域にとって必要な介護サービスを維持していくためには、介護人材の確保定着に資する職員の賃金の引上げなどの処遇改善をはじめとした介護保険制度の充実が不可欠であると考えております。介護保険制度が、介護需要の増加に対応しつつ、将来にわたり安定したものとなるためには、適切な介護報酬の設定や、保険料と国と地方の負担の在り方を含めた国庫負担の拡充など必要な制度の改善が重要と考えており、これまでも国に対して要望を行ってきたところでございます。介護保険制度が持続可能なものとなり、高齢者が必要なサービスを利用できるよう、今後も引き続き国においてしっかり対応していただくよう求めてまいります。

次に、県の実態調査を踏まえた訪問介護事業所に対する取組についてでございます。

昨年度行われた介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられたことを踏まえ、実態調査を行ったところ、中山間地域へサービス提供を行う事業所において、より厳しい運営状況にあることを把握したところです。

県では、この調査結果を踏まえ、介護報酬改定の評価は全国一律ではなく、地域の実情に応じた評価を行うよう、昨年度に引き続き今年度においても強く国に要望しているところであり、先月には全国知事会においても介護報酬の見直し等の要望が行われたところです。

国においては、次期報酬改定に向けて、全国を、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等の三つに分類した検討が行われているところであり、こうした国の動向を注視しつつ、引き続き必要な要望を行ってまいります。

そして、県の支援といたしましては、介護職員等の一時金などによる人件費の改善や、介護助手を募集する取組などへの支援、処遇改善加算の新規取得等に向けたアドバイザー派遣のほか、今年度、新たに、訪問介護事業所における担い手確保に向けたヘルパー同行支援や経営改善支援などを行っており、こうした支援を通して、地域における訪問介護事業所がサービスを維持・継続できるよう今後も取り組んでまいります。

最後に、地域医療介護総合確保基金及び県独自の支援策の提案についてでございます。

県では、高齢者プランに基づき、介護分の基金を活用し、グループホーム等の施設整備や新規入職者と事業所とのマッチング、資格取得の支援、介護職による小中高生向けの訪問講座や介護の職場体験のほか、住居借り上げなど外国人材受入れ事業所への支援など総合的に推進しているところでございます。

ガソリン代への支援については、現在、価格高騰対策支援金で支援させていただいておりますが、訪問介護事業所が安定した運営を行うには、まずは公定価格を定める国において、物価

高騰や全産業の平均賃金、地域の実情等を踏まえた介護報酬の適時適切な見直し等が行われることが必要と考えており、引き続き国へ強く要望してまいります。

また、介護福祉士養成校の卒業生は、職場でリーダー的な役割となることが期待されており、県では、養成校が行う学生募集に係る経費等への支援事業に、今年度、留学生の試験対策費等を追加したほか、留学生向け奨学金への支援についても、生活費等を拡充するなど、支援の強化に取り組んでいるところです。

今後も、基金等を最大限に活用し、介護職を志す方など、介護人材の確保に向け、介護職場のPRや学生確保の支援などに取り組むとともに、介護事業所の運営状況や国の検討状況を踏まえながら施策の推進や国への要望など必要な対応を行ってまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 答弁をいただきました。続きは常任委員会の場に移したいと思います。

ある県内医療機関からの訴えです。ただでさえ医療機関の少ない地域で病院や医院がなくなったら、地域の住民の健康を支えることはできない。医療機関の経営はその地域住民の命に直結することを、もっと真剣に、深刻に考えていただきたい。介護事業も全く同じことが言えるのではないのでしょうか。もっと真剣に、深刻に取り組ましましょうと申し上げ、質問いたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君） 自民党県議団、大井岳夫です。通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、県内大学、専門学校並びに学生への支援について質問します。

佐久市にある佐久大学信州短期大学部は、これまで5,000人が卒業し、介護福祉士や保育士などを養成する重要な役割を担ってきましたが、2026年度以降の学生募集を停止することを決めました。急速な少子化や4年制大学への進学志向の高まりなどの影響により、10年以上前から定員割れが続いており、長期的な学生確保は困難と判断しての結果です。

県内の他大学においても、近年同様の事態が起きています。募集停止や入学者減少は時代の流れだから仕方がないとの受け止めもあるかもしれませんが、では、このまま指をくわえて見ていけばよいのでしょうか。定員割れが続けば、いずれは学部が減っていき、最悪大学がなくなることによって東京や都市部への若者流出が加速します。

私が県内において活気を感じる町には、必ずと言っていいほど若者の姿があります。その受皿となる大学や専門学校が複数存在しています。さきに述べた佐久大学信州短期大学部は、募集停止という苦渋の決断となってしまいましたが、先生方や経営者が地域に飛び込み、高校を

回り、魅力を伝え、学び続けることの大切さを伝え、志望者に夢と希望を与え、掘り起こし、募り、そして出口として就職支援を重ねるなど、努力を重ねられた姿を私は見てきました。よって、特に私立大学や看護専門学校などが直面している危機を乗り切るためにも、県が共に考え、救いの手を差し伸べていただきたいとの思いより順次質問いたします。

まず、定員充足率についてですが、令和6年度の県内大学の入学者は、国公立大学では、定員1万2,246人を超過する1万3,019人で、充足率106.3%、私立大学では、定員4,628人を下回る4,420人、充足率95.5%であります。特に、私立の充足率は、立地や学ぶ内容によって学校ごとに開きがあるのが現状です。

総合計画において、県内の大学等の入学定員充足率100%と目標値を明確にしている県もありますが、本県は目標値を定めていません。その理由について県民文化部長に伺います。

県内の高校卒業後、県外に進学する学生は、令和5年度卒業生においては、9,525人中7,730人で、81.2%もの学生が県外に流出しています。一方、県外から県内大学への令和6年度の入学者数は2,292人で、内訳は、私立の僅か153人に対して、国公立は2,139人、全体の93.3%を占めています。このことから、県外から県内よりも県内から県外の人数のほうが圧倒的に多く、進学に伴い5,438人の若者人口が減少していることが見えてきます。

また、県外から県内の私立大学に進む学生は少数であるため、県内私立学校に通う学生はほとんどが県内出身者であることが分かります。したがって、県内の私立大学は、県内の高校生に対してどのようなアプローチを行い、選んでもらうかが学生確保の鍵となってきます。

そこで、県内の大学を選び県内から通う学生を増やすための施策として、新幹線・特急通学定期への補助制度の導入を提案しますが、所見を伺います。

また、交通事情等により県内からの通学が難しい地域から進学する学生においては、住居負担を軽減する対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。県民文化部長に伺います。

次に、県内複数の看護専門学校において、新型コロナウイルス感染症や少子化の影響などによって入学者が減少したことで定員を削減するなどの動きがあり、県内各地において将来医療を担う人材が不足するのではないかという懸念が高まっていますが、問題認識を伺います。また、今後こういった支援や取組を行っていくのか、健康福祉部長に伺います。

2024年度には、345校の全国の私立大学が定員を下回り、これは全体の59.2%に達しています。地方のみならず、大都市圏でも学生募集が難しくなっていますが、地方大学の存在は、急速に人口減少が進む中、若者の県外流出の歯止めとなっています。

「人口戦略法案」著者の山崎史郎氏が2020年に行った調査によると、北陸・甲信越にある大学を卒業した学生が就職先に選択した企業の場合は、61.1%が地元の北陸・甲信越と、大学のあるエリアとなっています。この数字からも、大学進学時に本県の大学を選択してくれば、

若者の県外流出を食い止めることにもつながることが分かります。

若者の県外流出のうち、特に女性の割合が高いことが指摘される中、さきに触れた看護専門学校は、女性の割合が高いことから、女性の県外流出を食い止めるといった観点からも大きな役割を果たしていると捉えています。

県内から大学が減少する、もしくは学部が失われ募集定員が減少することとなれば、ますます東京一極集中が進むと考えますが、本県における若者人口減少、若者人口維持の観点より、大学の役割についてどのように捉えているのでしょうか。また、進学者を増やすために県としてどのような支援ができるか、知事の所見を伺います。

令和7年から、扶養する子供3人以上の世帯への大学等の授業料等無償化の拡充が実施されました。多子世帯の場合は、親の所得制限なしで、私立大学の授業料70万円、入学金26万円を上限として減免する制度ですが、経常収支悪化等の理由により、県内には対象とならない私立大学も発生しています。それは、子供3人以上の多子世帯から大学選択において敬遠される要因となり、大学経営にとって大きなハンデとなってしまいます。このような大学への支援策を県においても検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、カスタマーハラスメント対策について質問します。

県は、今年の2月から3月にかけて、企業等や労働者にカスタマーハラスメント、以下カスハラと略しますが、実態調査を行いました。調査によると、カスハラ対策を講じている企業は28.8%にとどまり、「対策を検討しているが講じていない」が30.8%、「対策を講じていない」が40.4%と、合わせて7割超であります。その理由として、「カスハラと正当なクレームや要求とを区別するのが難しい」が32.3%、「必要なスキル・ノウハウがない」が31.1%と上位を占めています。

これまでも、県庁内でもカスハラについて対応されてきていますが、調査により、カスハラによる業務への支障、時には精神に大きな負担が生じている状況がつまびらかとなりました。この状況をどのように受け止めているか、総務部長に伺います。

次に、調査により明確となった、カスハラによって、企業、行政問わず業務に支障が生じ、精神的な負担となっている状況をどのように受け止めているか、知事に伺います。

カスハラについて情報収集、意見交換をする中において、市町村職員から、カスハラと正当なクレームや要求とを区別するのが難しく、どこからがカスハラなのかの線引きを県において示してほしいとの声がありました。労働者を守り、仕事をしやすくさせるのが事業主の役割です。さきに触れた調査結果から、対策を講じていく必要があると考えますが、今後どのように進めていくか。また、将来的に条例化も視野に入れたガイドラインの制定が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には2点御質問を頂戴しております。

まず、県内大学等の入学定員充足率の目標値を設定しない理由についてでございます。

本県におけます県内18歳人口に対する県内大学入学者数の割合、これを収容力と申しますけれども、こちらは、全国と比べて低い状況でございます。令和6年時点の全国順位は44位と、こんな状況でございます。収容力は増加傾向にあるものの、大学進学者の約8割が県外へ進学している状況であることから、若者の県内大学への進学を促進し、若年人口の増加や地域活性化につなげていく必要があると考えております。

このため、令和5年3月に策定いたしましたしあわせ信州創造プラン3.0におきましては、高等教育の振興による地域の中核的な人材の育成を目指して、プランの策定時、これは2022年度になりますが、このときに21.1%でありました県内大学の収容力を、2027年度に25%に向上するということを達成目標としております。新たな大学・学部の設置と定員充足によりこの目標を達成すると、県内大学の入学者数を10%程度増加させることとなりますので、高等教育の振興に関しまして、入学定員充足率ではなく、収容力を目標としたところでございます。

続きまして、県内大学へ県内の実家から通う学生を増やすための支援策等についてのお尋ねをいただいております。

現在、県内には、国公立、私立を合わせ、北信から南信まで各地に大学、短期大学のキャンパスが点在しておりまして、学生の通学条件はそれぞれ異なっております。

御提案いただきました新幹線、特急を利用して遠距離通学を行う学生への通学定期補助制度につきましては、一定の効果が期待できます一方、受益対象のエリアが限られる、あるいは、どのくらいの学生が対象となりどのくらいの需要が誘発されるか、これらについて課題があると考えておりまして、この点を慎重に見極める必要があると考えております。

このため、経済的に恵まれない家庭であっても意欲のある学生の進学のを確保するために、まずは国が制度化を行い、日本学生支援機構が支給しております返済不要の給付型奨学金制度を活用いただき、県内の通学不可能な地域から進学する学生の住居負担等の生活費や通学費を賄えるように促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○**健康福祉部長（笹渕美香君）** 私には看護専門学校に係る問題認識と今後の支援等についてのお尋ねでございます。

県内の3年課程の看護専門学校における今年度の入学者数は、入学定員350人に対し256人でした。5年前と比べ入学定員は40人、入学者数は113人それぞれ減少しております。このよう

な少子化等の影響を受けた入学定員及び入学者数の減少については全国も同じ傾向でございます。

看護職員の確保に当たっては、県内の看護専門学校は県内就業率が9割と高く、人材育成の重要な役割を担っており、入学定員数及び入学者数の減少は、今後の看護人材確保に向けた課題であると認識しております。

県では、看護専門学校等への就学促進に向けて、県内病院や高校の進路指導担当者との情報交換や、パンフレットの全校配付、看護専門学校の運営費補助金への学生確保加算の創設、社会人に対するリカレント教育などに取り組んでいるところでございます。

今後は、これらの取組について学校や医療関係者と連携を図りながら着実に進め、加えて、選ばれる職場づくりに向けた職場環境改善の推進、離職者の再就職に向けた相談や研修等による復職支援についても関係団体と共に取り組み、県内で必要な看護人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、県内大学の役割についてどう捉えているか、また、進学者を増やすためにどのような支援ができるかという御質問でございます。

県内の高等教育機関は、若者の県外流出を食い止め、また、県外から県内へ若者を呼び込むとともに、地域にとって不可欠な人材を養成する大変重要な役割を果たしているというふうに考えております。今後、地域の活力を維持し、若年層の人口を増やしていく、あるいは交流人口を増やしていくということを考えれば、極めて大きな、そして重要な役割を果たしていただけるものというふうに考えています。

県内高校からの大学進学者の約8割が県外に進学しているという現状の中で、私どもとしても、この高等教育については、かねてから問題意識を持って取組を進めてきたところでございます。

例えば、受験生の選択肢の拡大につながる学部・学科を新設する大学に対する支援や県内大学の魅力の発信については、ガイドブックの配付やいろいろな広報を行わせてきていただいております。また、インターンシップの充実などを通じての産学官の協働による人材育成の推進や、県教育委員会が主催しての会議、イベント等での周知に取り組んでまいりました。今年度も、事業を拡大させていただいた大学等の魅力発信に加えて、産学官の協働による人材育成、高校と連携した取組にもしっかりと力を入れていきたいと考えております。

折しも、私は、文部科学省が設置しております2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学

の在り方検討会議に参画させていただいております。多くの方々は大学関係者や経済界の皆様方ですが、私からは、地域の視点として、国立大学はもとより、私立大学もこれからの地域の活力を維持していく上では極めて重要だという観点から様々な発言をさせていただいているところでありまして、多くの点は大井議員の問題意識と重なるのではないかというふうに考えております。

続きまして、高等教育の修学支援新制度の対象とならなかった県内大学への支援を検討すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

国における高等教育修学支援新制度は、令和２年度から開始されてきているわけでありまして、今年度からは多子世帯への全額免除も始まったわけでありまして、このこと自体は、教育費の負担軽減という観点から望ましい方向だというふうに受け止めております。

しかしながら、御質問にもありましたように、大学が一定の要件を満たさなければ対象にならないということで、大学も実際に不利益を受けると同時に、やはり学生も受けてしまう。私としては、大学の経営に対するペナルティーの影響を学生が被ってしまうということは大変問題が大きいんじゃないかというふうに思っております。

この大学経営と学生支援ということについては、やはり視点をしっかり分ける必要があるというふうに考えておりますし、こうした減免制度が適用されなくなることは、大学の経営を圧迫して、特に、地方にとっては、先ほど申し上げましたように、非常に大切な学びの拠点でありますので、そうした学びの拠点の存続が難しくなるということは地域全体にとっても大きな課題だというふうに思っております。こうしたことから、先ほど申し上げた私立大学の在り方検討会議におきましても、これは分けるべきだということを私から主張させていただき、他の委員からも同様の御意見が出されているという状況でございます。これからもあらゆる場面を通じてこの制度の見直しを国に対して求めていきたいと考えております。

一方、国が何もしなければ県も何もしないということではいけないというふうに考えております。大学が減免制度の対象とならないときに、減免の対象となるであつたろう学生のうち、特に大学に入るときには世帯所得の面で対象ではなかったけれども、その後家計急変等で所得が下がって、本来減免されるべき学生という方たちも存在する可能性があるわけでありまして、私どもとしては、そうした在学生等については、不利益を被ることがないよう、何らかの緊急措置を検討していきたいと考えております。

あわせて、こうした経営課題を抱えている県内の高等教育機関には、私どもももっと寄り添って対応していかなければいけないというふうに考えております。信州で学ぼう！魅力発信事業などを通じて大学の魅力をもっともっと発信していきたいというふうに思っております。様々な取組を通じて、入学者が増え、収容定員充足率の向上など修学支援制度の要件を満たす

ことができるように県としても協力していきたいと考えております。

続きまして、カスタマーハラスメント実態調査結果の受け止めについてという御質問でございます。

今回の調査は、令和7年の2月から3月にかけて、県内企業、市町村・保育所、労働者を対象としてそれぞれ実施させていただきました。企業及び市町村・保育所の調査におきましては、いわゆるカスハラが発生している割合が、企業では2割超、市町村・保育所では5割超という状況であります。被害の内容としては、通常業務の遂行への悪影響、従業員や職員への影響といった回答が上位を占め、業務に支障が生じていることなどが把握できたところでございます。

また、労働者に対する調査では、受けたカスハラ行為として、威圧的な言動、対面または電話での精神的な攻撃といった回答が上位を占めたところでございます。心身への影響としては、嫌な思いや不快感が続いた、腹立たしい思いが続いたといった回答が上位を占め、行為を受けた労働者の方が精神的な負担を継続的に感じていることなどが分かったところでございます。

こうしたことから、働く方にとって、やはり精神的な面やその後の職業生活に与える影響は非常に大きいものがあるというふうに思いますし、企業にとっても、生産性の低下や業務遂行への悪影響にもつながりかねないということで、この問題は深刻で重要な課題だというふうに改めて認識しているところでございます。

続きまして、この調査結果を受けた今後の対策とガイドラインの制定という御質問でございます。

今月4日に成立いたしました改正労働施策総合推進法におきましては、国の責務として、カスタマーハラスメント対策のための指針を定めることや、事業主あるいは国民の関心と理解を深めるための広報啓発活動が努力義務として定められたところでございます。

先ほど申し上げたような調査結果を踏まえれば、これは、私ども県としても早急にアクションを起こしていくことが必要だというふうに考えております。そのため、まずは労働団体、経済団体等関係団体の皆様方と今回の調査結果や問題を共有していきたいというふうに思います。各主体ができることに取り組んでいただくことに加えて、協力してこのカスタマーハラスメントを許さないという県民意識をぜひ醸成していきたいと考えております。

法律上は県としての責務はないわけでありますけれども、関係団体の御意見を伺った上で、県としてできる対策、できる取組の方向性を考えていきたいと思っております。例えば、関係団体の皆様方と一緒に、カスハラを許さないといった趣旨で共同で宣言を行うといったようなことも考えられるのではないかと考えているところでございます。

なお、県独自のガイドラインの制定につきましては、その必要性について、今後の国の動向

や取組を注視しつつ、また、今申し上げたように、関係者の皆様方の御意見も踏まえた上で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には県職員に対するカスハラの状態とその受け止めについての御質問を頂戴いたしました。

今回の調査は、県職員は含まれておりませんが、令和5年度に県職員を対象に行いましたコンプライアンス等に関する意識調査では、1年以内にカスタマーハラスメントを受けたと感じたことがあると答えた職員の割合は21.8%であり、具体的には、頻繁あるいは長時間の電話等の対応、怒鳴り声や人格否定などの誹謗中傷といった事案が多いという状況でございます。

県としては、県民の皆様からの貴重な御意見は、県の業務の見直しの機会としても重要であり、行政経営理念を踏まえ、御意見を真摯に受け止め、県民の皆様に寄り添った対応を取ることを基本としております。しかしながら、さきに述べたようなハラスメント行為は、対応した職員の心身両面に大きな負担となるばかりでなく、業務が滞るなど、県としても重大な問題であると受け止めております。

県では、これまで、執務室で騒いだ者などに対し課室長等が行為の中止や退去を命ずることができることなどを定めた庁舎管理規則の制定、正しい知識の習得のための研修会の開催や県独自の不当要求行為への対応の手引の策定など、実際にハラスメント事象が起きた場合に組織として一貫した行動を取れるよう対応してきたところでございます。

今月、労働施策総合推進法の改正案が成立し、事業主は雇用管理上必要な措置を講じることとされたことから、県としても、要綱等の制定による体制の整備や、具体的な対応を定めたマニュアルの策定に加え、カスハラに対応した執務環境の整備、接遇の向上も含めた研修の充実などに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）大学、学生支援におきましては、緊急対応を検討するという答弁をいただきました。早急な対応を期待するものであります。

また、そのほかにも、県内大学関係者が一堂に会し、課題を共有し、課題改善に向けて共に考える場を県主導でつくっていただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、県民の命と安全を守るための対策について質問します。

高齢者や外国人ドライバーによる高速道の逆走、駐車場での暴走事故が、県内外を問わず、連日のように報道されています。交通事故は、何の前触れもなく人を襲い、時に大切な命を

奪ってしまいます。ただ、私は、防げる事故も確実にあると思っています。交通事故による被害者を減らし、そして、自らが加害者とならぬためにも、あらゆる予兆を見逃さず、これまで以上に踏み込んだ対策が必要であるとの思いより、八つの視点より順次質問いたします。

ここ数年で、高速道路における逆走事故が増えています。逆走は重大な事故につながるおそれが高いことから、県内の逆走における直近３年の通報件数や発見件数について伺います。さらに、啓発など今後の対策についても伺います。

次に、県内における過去３年の70歳以上の高齢者の運転免許更新の推移について伺います。

75歳以上を対象に認知機能検査がなされていますが、認知機能検査の内容と、その中で認知症のおそれありと認定された令和６年の件数及び取消しとなった件数について伺います。

今月11日、中央道を逆走し、追突事故を起こした県内在住の高齢男性は、今年３月に免許を更新した際には認知機能検査をクリアしたとの報道があります。そこで、更新時以外に認知機能検査の低下のおそれのある方を把握する機会はあるのか、伺います。あわせて、把握した場合はどのような対策を取っているのでしょうか。さらに、過去３年における高齢者の運転免許証の自主返納状況と取組について伺います。

次に、外国人が本国で自動車を運転する際に必要である外国免許切替えにおける概要及び県内における過去３年の外国免許切替え件数、合格率について伺います。また、外国人運転手の交通事故を防ぐための取組について。以上３項目を警察本部長に伺います。

県内において、先月、スーパーにおいて高齢者が運転する車が暴走し、１人がはねられ亡くなるという事故が発生。今月も、高齢男性が運転する車がスーパーの駐車場内から出る際、向かいの店舗の壁に衝突し、助手席の妻が亡くなるという痛ましい事故が起きてしまいました。いずれも、暴走の理由は、ブレーキとアクセルの踏み間違いの可能性が高いと指摘されています。県内の10町村において踏み間違い防止装置の取付け等に関する補助制度を設けていますが、県においても補助制度を設け、市町村の後押しができないか、県民文化部長に伺います。

次に、信号機の点検はどれくらいの頻度で行っているのでしょうか。また、県内3,567基のうち527基、14.8%が信号制御機の更新基準となる19年を経過しているとの報道がなされましたが、今後どのように計画的な更新を進めていくか、警察本部長に伺います。

次に、県管理道路における穴等を原因とする事故件数、損害賠償額、保険料の直近３年の推移について伺います。

事故発生時は、状況にもよりますが、一定割合で修理費の自己負担が生じる可能性があることから、運転者と県、お互いにとって、事故を防ぎ、減らすにこしたことはありません。また、県職員の事故対応に係る労力も減らせます。道路の点検や補修は行政任せにしておけばいいというのは、これから求められるべき協働による自治のあるべき姿ではありませんとの考えより、

事故を未然に防ぐために県民と協働して行う対策について建設部長に伺います。

次に、先月、須坂市において、農業施設が強風で飛ばされ、運転中の長野電鉄の列車と衝突したことによる死傷事故が発生しました。地球温暖化の影響により災害は激甚化し、ゲリラ豪雨や突風の発生するリスクが年々高まる中、事故の原因を究明し、二度と同じような事故が起きぬよう、早急な対策が必要です。

そこで、重大事故につながりやすい高速道路や鉄道の線路沿いなどにおける農業施設の確認、安全対策について、今後どのように進めていくか。また、市町村と連携しながら進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。農政部長に伺います。

最後に、本県には877か所の勝手踏切があり、岩手県に次いで全国で2番目に多い数字。同様に、遮断機も警報機もない第4種踏切道も110か所と、これも山口県に次いで全国で2番目に多い数字です。

昨年、群馬県内の第4種踏切道において、児童が列車にはねられ亡くなるという痛ましい事故が起きました。父親は、悲しい事故が二度と起きないように全国で安全対策を進めてほしいと訴えられています。事故を契機とし、群馬県では、事故当時74か所あった第4種踏切を順次廃止し、2029年度までに全面解消を掲げています。

本県においては、長野県踏切道改良協議会合同会議において第4種踏切道の解消を関係機関に働きかけていることが、これまでこの問題について複数回取り上げられてこられた小林君男議員の昨年11月定例会の質問において示されていますが、令和5年度の2か所解消以降の進捗状況と今後の方向性について、県民文化部長に伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には逆走事案対策など4点の御質問をいただきました。

まず、1点目の逆走の関係についてお答えいたします。

長野県的高速道路におきまして過去3年間に受理した逆走に関する通報件数についてお答えいたします。令和4年中は、29件の通報のうち12件について逆走車両を発見しております。令和5年中は、21件の通報を受け、このうち3件について逆走車両を発見しております。令和6年中につきましては、12件の通報を受け、このうち4件について逆走車両を発見しております。最後に今年でございますが、5月末現在において通報件数は3件でございますが、逆走車両の発見には至っておりません。

次に、逆走を防止するため県警察が行っている対策としまして、インターチェンジやサービスエリア等における道路管理者と連携した広報啓発活動、安全運転管理者講習等の各種講習会における交通安全教育があり、逆走の危険性や逆走事故の重大性ととも、逆走車両遭遇時の対応要領等についても周知を図っております。本年は、5月2日に中央自動車道西宮線上り線

駒ヶ岳サービスエリアにおいて、NEXCO中日本と共同で逆走防止啓発活動を行っております。

県警察としましては、今後も、必要に応じて道路管理者に対して誤進入防止のための要請や助言を行うとともに、道路管理者と一層の連携を図りながら啓発活動等逆走事案の防止対策に取り組んでまいります。

2点目の高齢者の免許更新についてお答えいたします。

70歳以上の高齢者の運転免許更新の過去3年間の推移につきましては、令和4年は8万7,154人、令和5年は8万3,896人、令和6年は9万6,613人となっております。更新者全体に占める70歳以上の高齢者の割合ですが、令和4年は27.0%、令和5年は27.4%、令和6年は29.2%と、年々増加傾向にあります。

それから、認知機能検査についてでございますが、これは75歳以上の高齢運転者を対象とした検査であり、運転免許更新時に受検する更新時認知機能検査と、一時停止、信号無視等の一定の交通違反をした場合に受検する臨時認知機能検査があります。この検査の内容ですが、年月日、曜日、時刻を答えるという時間の見当識、それから、見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える手がかり再生と、こういったものにより、記憶力、判断力を判定するものです。検査の結果、認知症のおそれありと判定された場合には、運転への支障の有無を判断するため医師の診断を受けることとなり、診断の結果によっては運転免許の取消し等の処分対象となります。

令和6年中の認知機能検査の受検件数は7万3,848件、このうち更新時認知機能検査の受検件数は7万1,612件、臨時認知機能検査の受検件数は2,236件になります。この認知機能検査は複数回受検可能でありまして、その中で認知症のおそれありと判定された方は延べ1,689人となっております。このうち、運転免許証を自主返納された方が410人、運転免許を失効した方が119人となります。運転免許の取消し及び停止の処分を受けた方は昨年はいませんでした、令和5年までは数人の方が取消処分を受けております。

次に、お尋ねの運転免許更新以外における把握をする機会としては、御指摘のように、高速道路における逆走事案や各種の警察活動を通じて認知症と疑われる高齢運転者等を発見した場合に、警察署等から運転免許課への報告を行う要領を定め、実施しています。また、主治医等の医師が運転に支障があると判断した場合の公安委員会への届出や、75歳以上の方が一時停止、信号無視等一定の交通違反をした場合に受検する臨時認知機能検査等により把握しております。

認知機能の低下のおそれがある方を把握した場合の措置としては、警察職員が個別に聞き取りを行った上で、公安委員会の認定医による臨時適性検査や主治医による診断書提出命令により運転適性について判断することになります。結果によっては、運転免許の自主返納を促し、自主返納を行わない方については運転免許の取消し等の行政処分を行っております。

次に、過去３年における75歳以上の高齢者の運転免許証の自主返納の状況についてお答えいたします。

令和４年は5,998人、令和５年は5,843人、令和６年は5,738人となっており、令和元年をピークに減少傾向にあります。

運転免許証を自主返納しやすい環境づくりのため、長野県独自の新たな取組として、令和６年３月24日から、それまで代理人による運転免許証の自主返納の申請は３親等以内の親族、入居施設の職員、市町村職員からの申請のみとしておりましたが、この制限を撤廃し、委任状により申請者の意思が確認できれば誰でも代理人として申請可能とするなど、高齢運転者の負担軽減を図っております。

次に、３点目の外国免許切替えについてお答えいたします。

外国免許切替えの概要につきましては、有効な外国の運転免許証を受けている方について、日本の運転免許を付与するに当たり、運転免許試験のうち学科試験と技能試験を免除することができるものです。具体的には、書面審査、適性試験及び運転に関する知識の確認、技能の確認に合格した場合に日本の運転免許証が交付されます。

外国免許切替えの申請の状況は、令和４年の申請が1,977件、このうち合格者は531人。令和５年の申請が2,529人、合格者は758人。令和６年は申請が3,354件、合格者は895人となっておりまして、申請数、合格者数ともに増加傾向にあります。令和６年の運転に関する知識の確認の合格率は88.2%、技能の確認の合格率は19.2%となっております。

それから、外国人運転者の交通事故防止対策ですが、英語を併記した一時停止規制標識を平成29年から導入しており、令和６年度末現在、県内2,272か所に設置しています。また、押しボタン式の歩車分離式信号機の利用方法に不慣れな外国人が迷うことのないように、外国人観光客が多く利用する県内39交差点の信号用押しボタン表示板に英語表記シールを順次貼っております。

最後に、信号機の点検の頻度等についてお答えいたします。

交通安全施設の故障、不具合を防止し、常に良好な状態を維持するため、県警察では、警ら等の日常の警察活動の機会を捉えた常時点検、風水害等の災害発生直後の特別点検のほか、年に１度、全県を４エリアに分け、保守点検業者と契約して点検を行う定期点検を実施しております。点検の結果、不具合が判明した場合は、その都度修繕を行い、良好な状態を維持できるよう努めています。また、交通管制センターが制御している信号機や機器についてもそれぞれ保守点検業者と契約を行っており、不具合の発生時には24時間365日対応できる体制を構築しています。

さらに、これらの点検のほか、交通安全施設の整備等について意見や要望を受け付ける信号

機・規制標識BOXを県警ホームページの中に設置し、道路利用者から広く意見を受け付け、交通安全施設の維持管理に反映させています。

信号制御機の更新については、警察庁から、製造からおおむね19年を更新基準とする旨が通達されております。県警察は、令和5年度に254基の制御機を更新しており、令和5年度末現在で、全制御機数3,567基のうち19年を経過した更新対象の制御機は527基と、全体の14.8%となっております。それから、令和6年度ですが、160基の制御機を更新し、6年度末現在で、全制御機3,564基のうち更新対象の制御機数は441基で、全体の12.4%となっており、年々更新対象制御機を減少させています。令和5年度末時点の全国平均が24.3%でありまして、長野県の14.8%は全国14位という数字になります。

以上のとおり、制御機の更新遅れが解消するように、毎年更新対象数を上回る数の制御機を更新しており、今後も引き続き計画的に更新を推進し、交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2点お尋ねを頂戴しております。

まず、踏み間違い防止装置の取付け等に関する補助についてのお尋ねでございます。

交通事故全体に占めますペダルの踏み間違いによる事故の割合は1%程度と小さいものの、高齢者による事故が多発しているといった特性がございます。このため、国におきまして、この場合経済産業省と国土交通省になりますが、高齢者が安全運転サポート車や安全運転装置等を購入する際の補助制度を設け、一定の成果を上げてまいりましたが、国産新型車の保安基準として衝突被害軽減ブレーキの搭載が義務づけられ、市場による普及が見込まれることから、搭載が義務づけられた令和3年11月に制度が終了したものと承知しております。

踏み間違い防止装置の取付け等に関する補助制度につきましては、1点目として、今年の12月からは、これまで国産新型車が対象とされておりました衝突軽減ブレーキの義務づけが、一部の車種、これは軽トラックになりますが、これを除いて、国産の新車にも広げられるということがございます。2点目といたしまして、令和10年9月からは、国産の新型乗用車へのペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務化する方針が示されております。3点目として、県内で高齢者を対象とした安全運転サポート車等の購入補助を実施している市町村が、申請数が少ないという理由から年々減少している。こういったことなどから、県におけます制度の創設に関しましては、安全運転サポート車の普及状況等に加えまして、国や県内市町村の動向も踏まえた慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

続きまして、第4種踏切道の解消に向けた進捗状況と今後の方向性についてでございます。

第4種踏切道の解消に向けましては、踏切道改良促進法に基づき設置された長野県踏切道改

良協議会合同会議に出席いたしまして、第4種踏切道の廃止や第1種化に向けた協議を進めております。

本年3月、この合同会議におきまして、第4種踏切道の解消には道路管理者や地元自治体の協力が不可欠との意見が出されたことなどを踏まえ、今年度、交通安全を所管いたします県民文化部と交通政策局、建設部、鉄道事業者による打合せ会議を開催いたしました。この会議では、道路管理者に対する第4種踏切道廃止に向けた検討の依頼や鉄道事業者の取組の情報共有を行うこと、また、継続して検討を進めていくことなどについて確認しております。

また、県内鉄道事業者に現状を確認したところ、令和6年度中に県内3か所の第4種踏切道を廃止したほか、関係者との協議に時間がかかる箇所などについては、暫定的な安全対策として手動の踏切ゲートを設置する等の対応を進めております。

引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて、国や関係機関と共に第4種踏切道の解消に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には県管理道路における事故の損害賠償状況と県民との協働による対策についてのお尋ねです。

道路の穴等を原因とする事故の直近3年の推移についてですが、まず、発生件数は、令和4年度が158件、5年度が163件、6年度が218件と増加傾向にあり、事故の原因としては、道路の穴や支障木、落石等がございます。

続いて、損害賠償額は、令和4年度が1,107万円、5年度が1,784万円、6年度が1,665万円です。保険料は、道路損害賠償責任保険の加入額になりますが、令和4年度が2,560万円、5年度が2,343万円、6年度が2,184万円となっております。

事故を未然に防ぐには、損傷箇所の迅速な把握が重要であり、現地事務所において全路線の道路パトロールを行うとともに、県民の皆様からも道路に関する情報をお寄せいただいております。

具体的には、一般県民の方や信州ロード観察隊に御登録いただいた県民や企業の皆様からのSNSや電話、メールによる通報、また、コンビニや運送会社などとの包括連携協定に基づく通報などがございます。このほか、道路アダプト団体や愛護会の皆様と協働して、放置しておく通行や見通しの支障となり得る樹木の枝切りや沿道の草刈りといった事故防止につながる活動も行っております。

今後も、県民の皆様と協働し、損傷箇所の迅速な把握と対応に取り組み、道路上の事故を減らすよう努めてまいります。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には高速道路や線路沿いの農業用施設の安全対策についてのお尋ねでございます。

県では、事故の発生直後、市町村やＪＡを通じて、強風に備えた農業用施設・資材の点検・補強に関する注意喚起の文書を発出するとともに、県のホームページやメールマガジンにて農家へ周知を行いました。

農業用ビニールハウスなどの簡易な構造の施設は、建築基準法上の建築物に該当しないものもあるため、設置者の判断で安全対策を実施いただく必要がある一方で、県としましては、痛ましい事故を繰り返さないための対応が必要と考えております。多種多様な形で多数存在する農業用施設などを把握することは大きな課題でございますが、今後、市町村等における対応状況や課題をお伺いした上で、農業者団体等とも連携し、可能な対応を検討してまいります。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

長野電鉄の事故を受け、線路沿線や高速道路に近い場所にある構造物は農業施設だけにとどまらないことから、部局横断的な対策が必要であると考えます。県民の命を守るために阿部知事のリーダーシップを期待しまして、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 3 時32分延会